

5 居宅訪問型児童発達支援の対象者像の実態に関する調査

本調査は、居宅訪問型児童発達支援のほか、当該サービスの実施意向等を聞くために、他の障害児通所支援サービス等（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）にも調査を行っている。

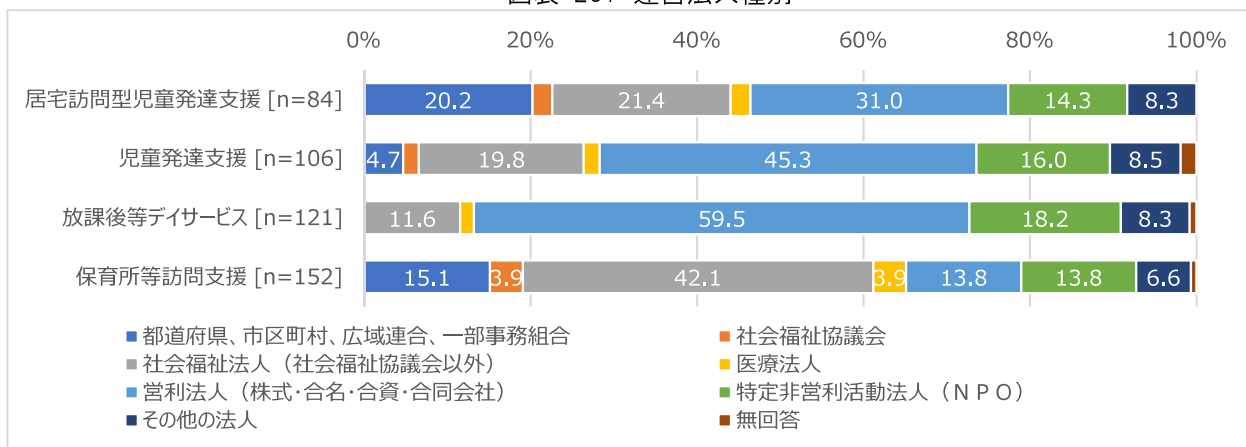
(1) 事業所の基本情報

①法人種別

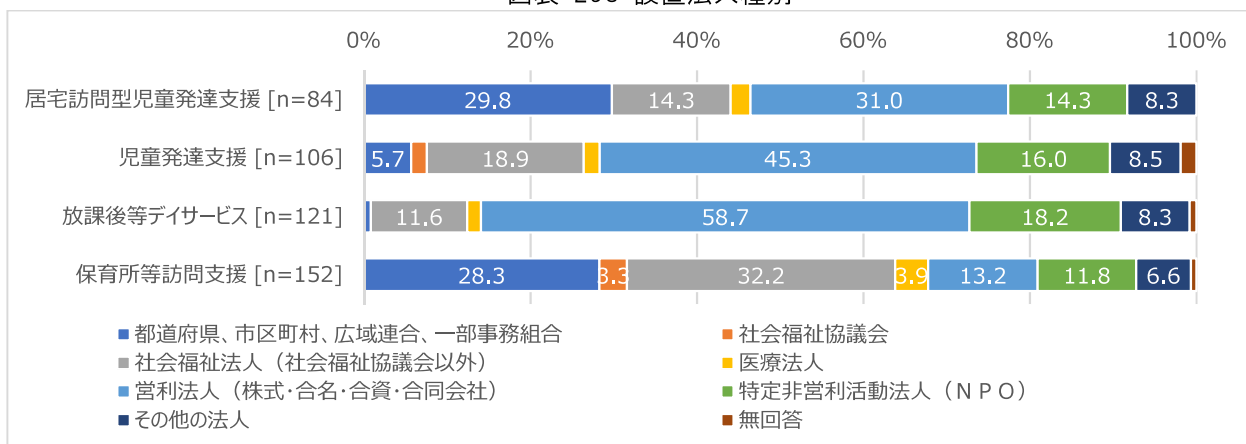
運営法人の種別は、居宅訪問型児童発達支援、児童発達支援、放課後等デイサービスでは「営利法人（株式・合名・合資・合同会社）」、保育所等訪問支援では「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」の割合が高くなっている。また、居宅訪問型児童発達支援では、「都道府県、市区町村、広域連合、一部事務組合」の割合が他に比べて高くなっている。

設置法人の種別は、居宅訪問型児童発達支援では、「都道府県、市区町村、広域連合、一部事務組合」、「営利法人（株式・合名・合資・合同会社）」がほぼ同割合で高く、児童発達支援、放課後等デイサービスでは「営利法人（株式・合名・合資・合同会社）」、保育所等訪問支援では、「都道府県、市区町村、広域連合、一部事務組合」、「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」がほぼ同割合で高くなっている。

図表 297 運営法人種別



図表 298 設置法人種別



②職員配置人数

調査対象サービスの職員配置人数の実人数は、居宅訪問型児童発達支援では平均で7.0人、児童発達支援では平均で8.9人、放課後等デイサービスでは平均で8.0人、保育所等訪問支援では平均で7.3人となっている。

図表 299 調査対象サービスの職員配置人数

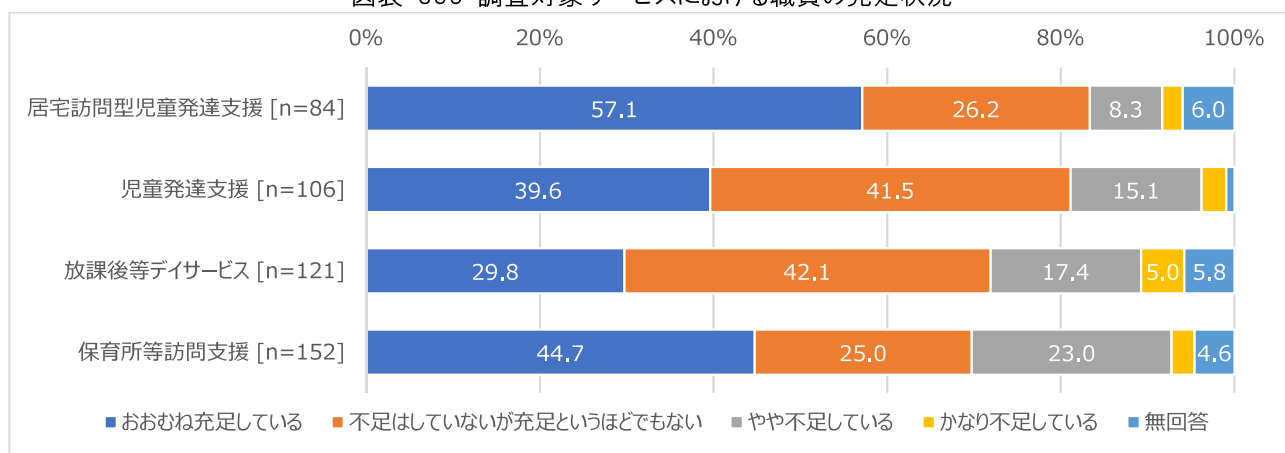
	平均値 (人)	居宅訪問型児童発達支援 [n=82]	児童発達支援 [n=105]	放課後等デイサービス [n=118]	保育所等訪問支援 [n=148]
合計	実人数	7.0	8.9	8.0	7.3
	常勤換算人数	3.9	6.6	5.7	4.6
管理者	実人数	0.9	1.0	0.9	1.0
	常勤換算人数	0.6	0.8	0.7	0.6
児童発達支援管理責任者	実人数	1.1	1.0	1.0	1.1
	常勤換算人数	0.7	0.9	0.8	0.8
児童指導員	実人数	0.5	2.8	3.5	1.1
	常勤換算人数	0.4	2.0	2.4	0.8
保育士	実人数	1.5	2.4	1.2	1.6
	常勤換算人数	1.0	1.9	1.0	1.0
障害福祉サービス経験者	実人数	0.0	0.4	0.6	0.1
	常勤換算人数	0.0	0.3	0.4	0.0
看護職員	実人数	0.9	0.2	0.2	0.1
	常勤換算人数	0.4	0.1	0.1	0.1
理学療法士	実人数	0.6	0.1	0.1	0.3
	常勤換算人数	0.3	0.1	0.0	0.1
作業療法士	実人数	0.5	0.2	0.1	0.4
	常勤換算人数	0.2	0.1	0.0	0.2
言語聴覚士	実人数	0.5	0.2	0.1	0.3
	常勤換算人数	0.3	0.1	0.0	0.2
心理担当職員	実人数	0.1	0.1	0.0	0.3
	常勤換算人数	0.0	0.0	0.0	0.1
訪問支援員（上記職種に該当しない）	実人数	0.4	0.6	0.3	1.1
	常勤換算人数	0.1	0.3	0.2	0.6

※職種の兼務者は主たる職種1つに回答する形としているため、職種別の人数は配置基準上の人数と合わない場合がある（例：管理者と他職種の兼務で、管理者0・他職種1と回答等）

③職員の充足状況

調査対象サービスにおける職員の充足状況を聞いたところ、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援では「おおむね充足している」の割合が高く、児童発達支援、放課後等デイサービスでは「不足はしていないが充足というほどでもない」が高くなっている。

図表 300 調査対象サービスにおける職員の充足状況



(2) 障害児通所支援サービス等における今後の意向等

① 「児童発達支援」「放課後等デイサービス」の定員数、実利用者数

令和2年7月における1事業所あたりの「児童発達支援」の定員数は平均で21.8人、実利用者数は平均で17.7人となっている。「放課後等デイサービス」の定員数は平均で18.3人、実利用者数は平均で14.7人となっている。

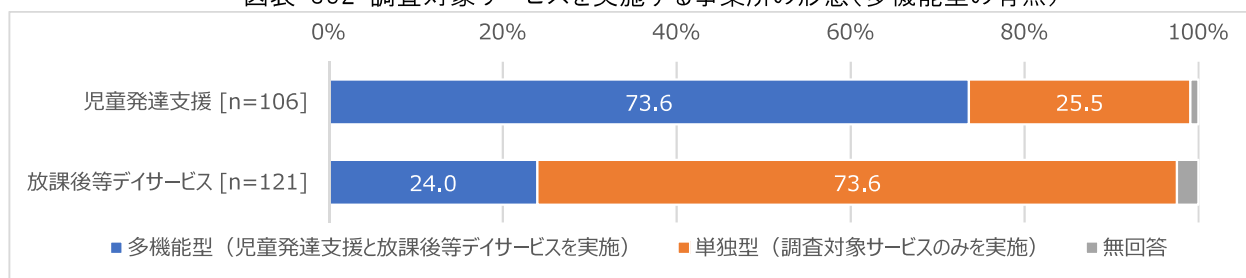
図表 301 「児童発達支援」「放課後等デイサービス」の定員数

(人)	児童発達支援 [n=104]	放課後等デイサービス [n=114]
定員数 (平均)	21.8	18.3
実利用者数 (平均)	17.7	14.7

② 調査対象サービスを実施する事業所の形態（多機能型の有無）

調査対象サービスを実施する事業所の形態（多機能型の有無）は、児童発達支援では「多機能型（児童発達支援と放課後等デイサービスを実施）」が73.6%、「単独型（調査対象サービスのみを実施）」が25.5%となっている。放課後等デイサービスでは「多機能型（児童発達支援と放課後等デイサービスを実施）」が24.0%、「単独型（調査対象サービスのみを実施）」が73.6%となっている。

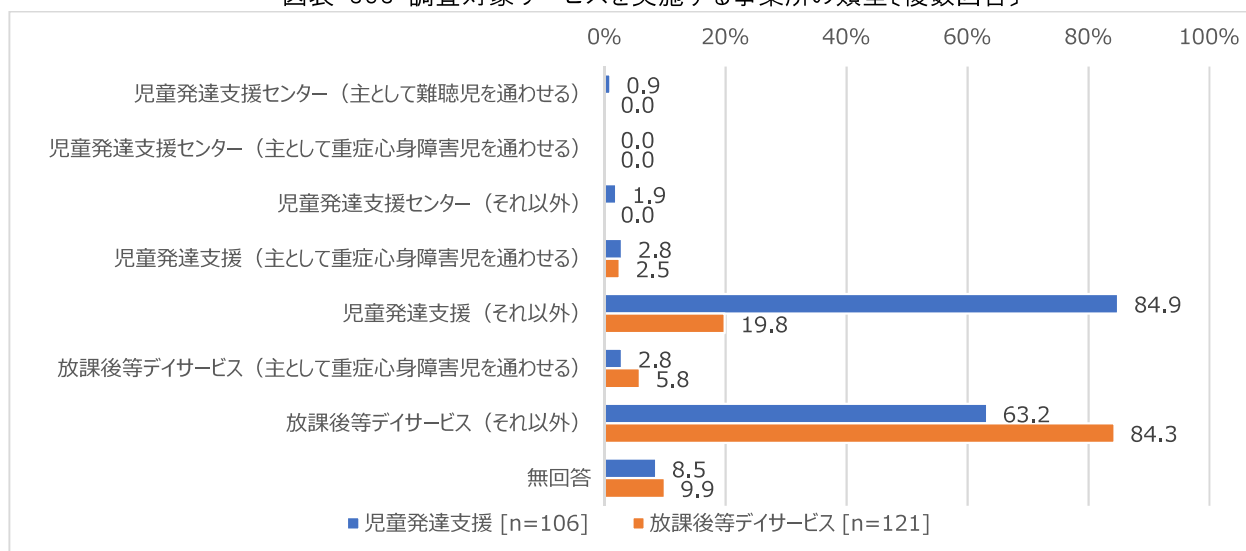
図表 302 調査対象サービスを実施する事業所の形態（多機能型の有無）



③ 事業所のサービス類型

事業所のサービス類型（多機能型の場合は両方の類型を回答）は、「児童発達支援（それ以外）」、「放課後等デイサービス（それ以外）」がそれぞれ多くなっている。

図表 303 調査対象サービスを実施する事業所の類型〔複数回答〕



④ 「保育所等訪問支援」の実利用者数、訪問回数

令和2年7月における「保育所等訪問支援」の1事業所あたりの実利用者数は平均で8.9人、延べ訪問回数は平均で11.3回となっている。

図表 304 「保育所等訪問支援」の実利用者数、訪問回数

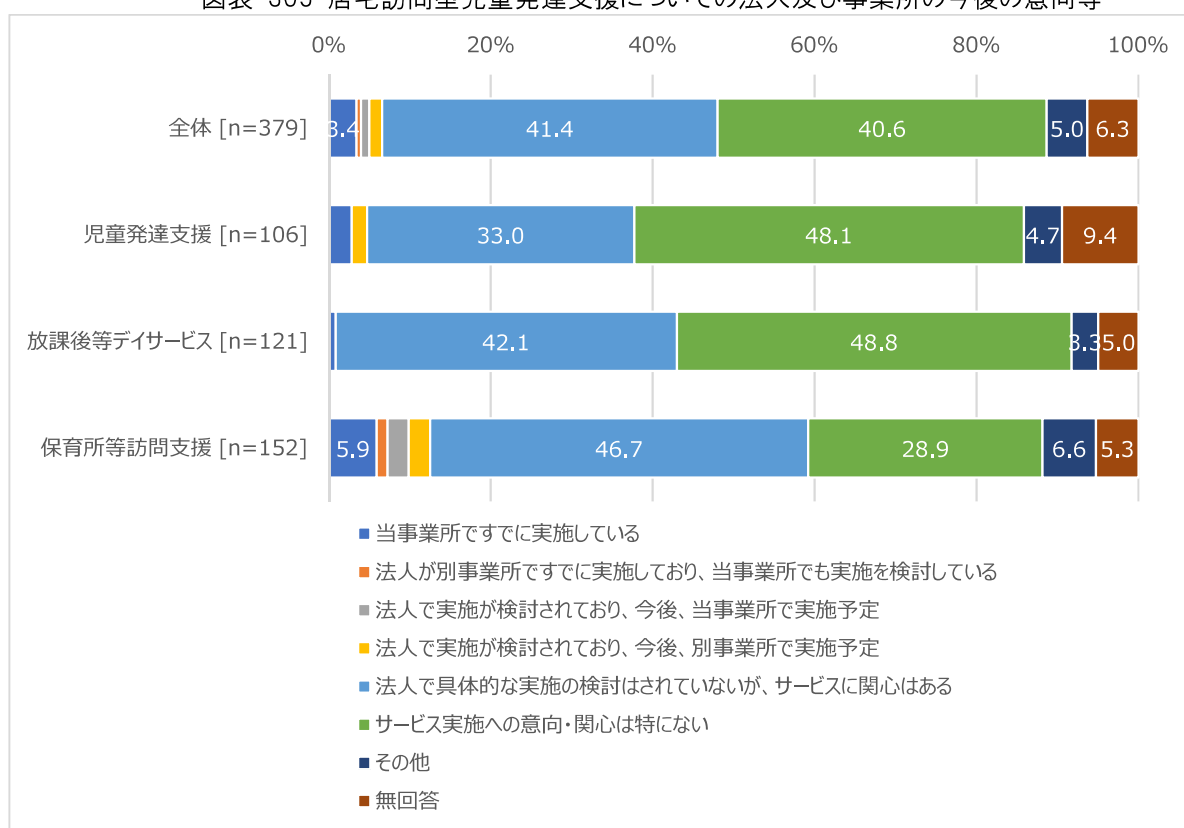
(人、回)	保育所等訪問支援 [n=144]
実利用者数(平均)	8.9
延べ訪問回数(平均)	11.3

⑤ 居宅訪問型児童発達支援についての法人及び事業所の今後の意向等

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の事業所に、居宅訪問型児童発達支援についての法人及び事業所の今後の意向等を聞いたところ、全体では、「法人で具体的な実施の検討はされていないが、サービスに関心はある」が41.4%、「サービス実施への意向・関心は特にない」が40.6%となっている。

サービス別にみると、保育所等訪問支援で、他に比べて「当事業所ですでに実施している」や「法人で具体的な実施の検討はされていないが、サービスに関心はある」の割合が高くなっている。一方、児童発達支援、放課後等デイサービスは「サービス実施への意向・関心は特にない」が半数近くを占めている。

図表 305 居宅訪問型児童発達支援についての法人及び事業所の今後の意向等

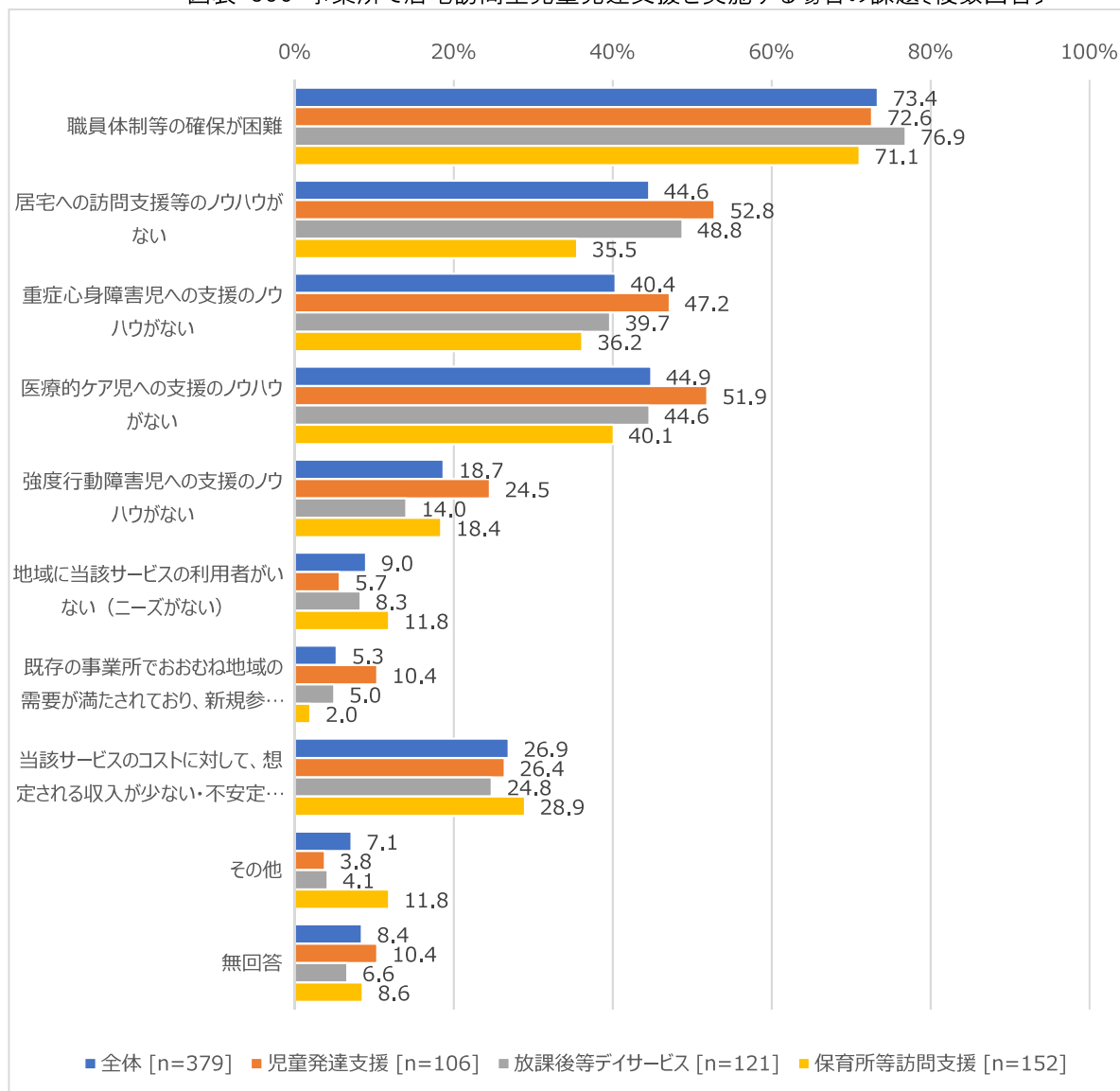


⑥事業所で居宅訪問型児童発達支援を実施する場合の課題

事業所で居宅訪問型児童発達支援を実施するとした場合に、どのような課題があるかを聞いたところ、全体では、「職員体制等の確保が困難」が73.4%と最も多く、次いで、「医療的ケア児への支援のノウハウがない」が44.9%、「居宅への訪問支援等のノウハウがない」が44.6%、「重症心身障害児への支援のノウハウがない」が40.4%となっている。

サービス別にみると、「職員体制等の確保が困難」は共通して最も多くなっている。児童発達支援では「居宅への訪問支援等のノウハウがない」「医療的ケア児への支援のノウハウがない」「医療的ケア児への支援のノウハウがない」が他と比べて多くなっている。

図表 306 事業所で居宅訪問型児童発達支援を実施する場合の課題〔複数回答〕



(3) 居宅訪問型児童発達支援の状況

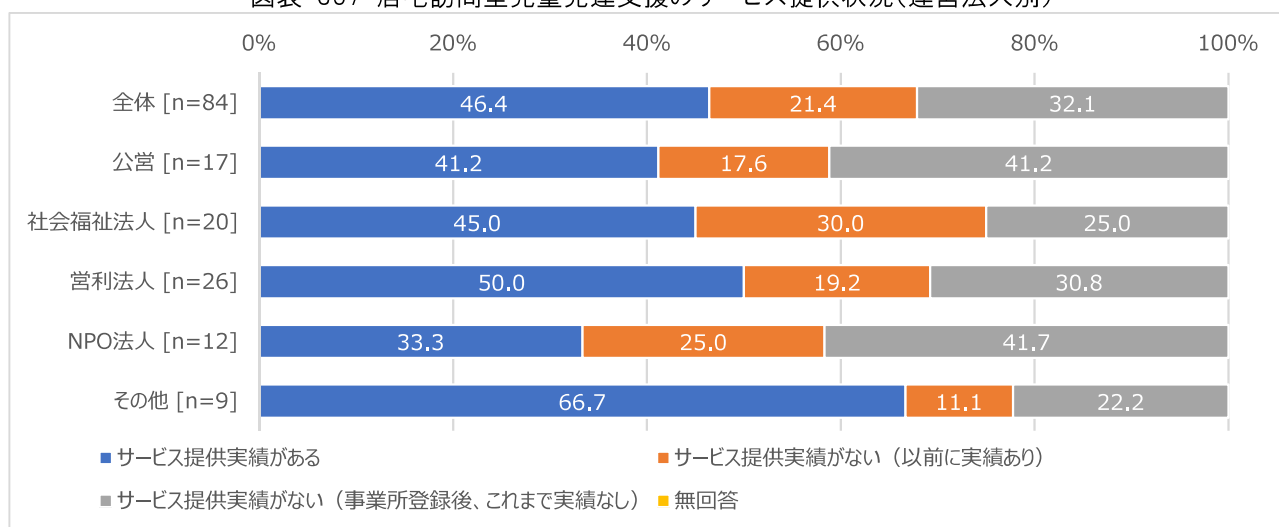
以下は、サービスを提供していない事業所も含め、居宅訪問型児童発達支援事業所に状況を聞いたものである。

①居宅訪問型児童発達支援のサービス提供状況

居宅訪問型児童発達支援のサービス提供状況を聞いたところ、「サービス提供実績がある」が46.4%、「サービス提供実績がない（事業所登録後、これまで実績なし）」が32.1%、「サービス提供実績がない（以前に実績あり）」が21.4%となっている。

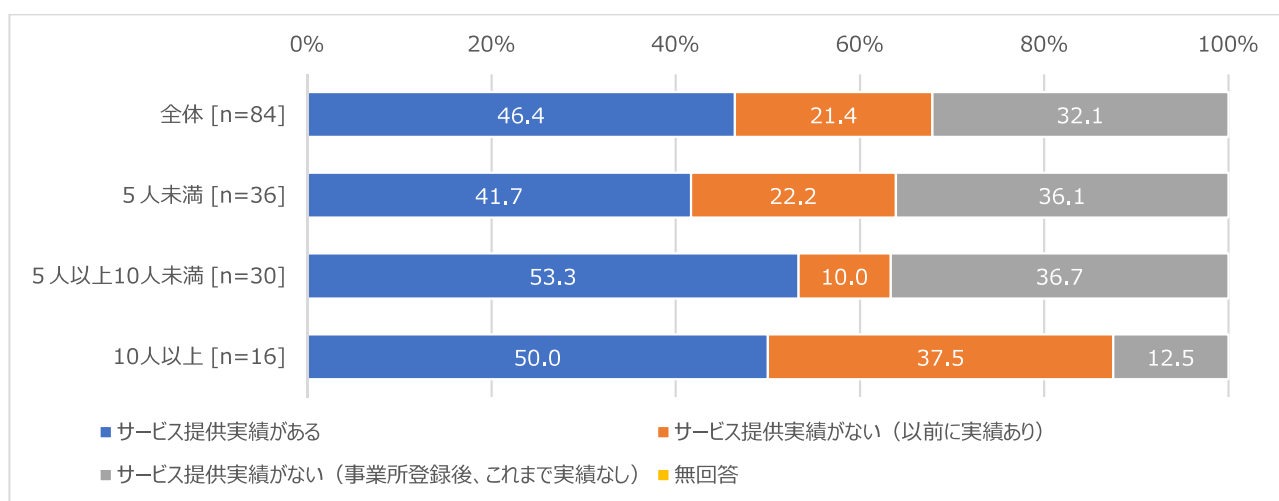
事業所の運営法人別で見ると、公営、NPO法人で、「サービス提供実績がない（事業所登録後、これまで実績なし）」が比較的多くなっている。

図表 307 居宅訪問型児童発達支援のサービス提供状況(運営法人別)



事業所の職員規模別（実職員数）で見ると、職員数の多い事業所で、以前の実績も含めてサービス提供実績のある事業所が比較的多くなっている。

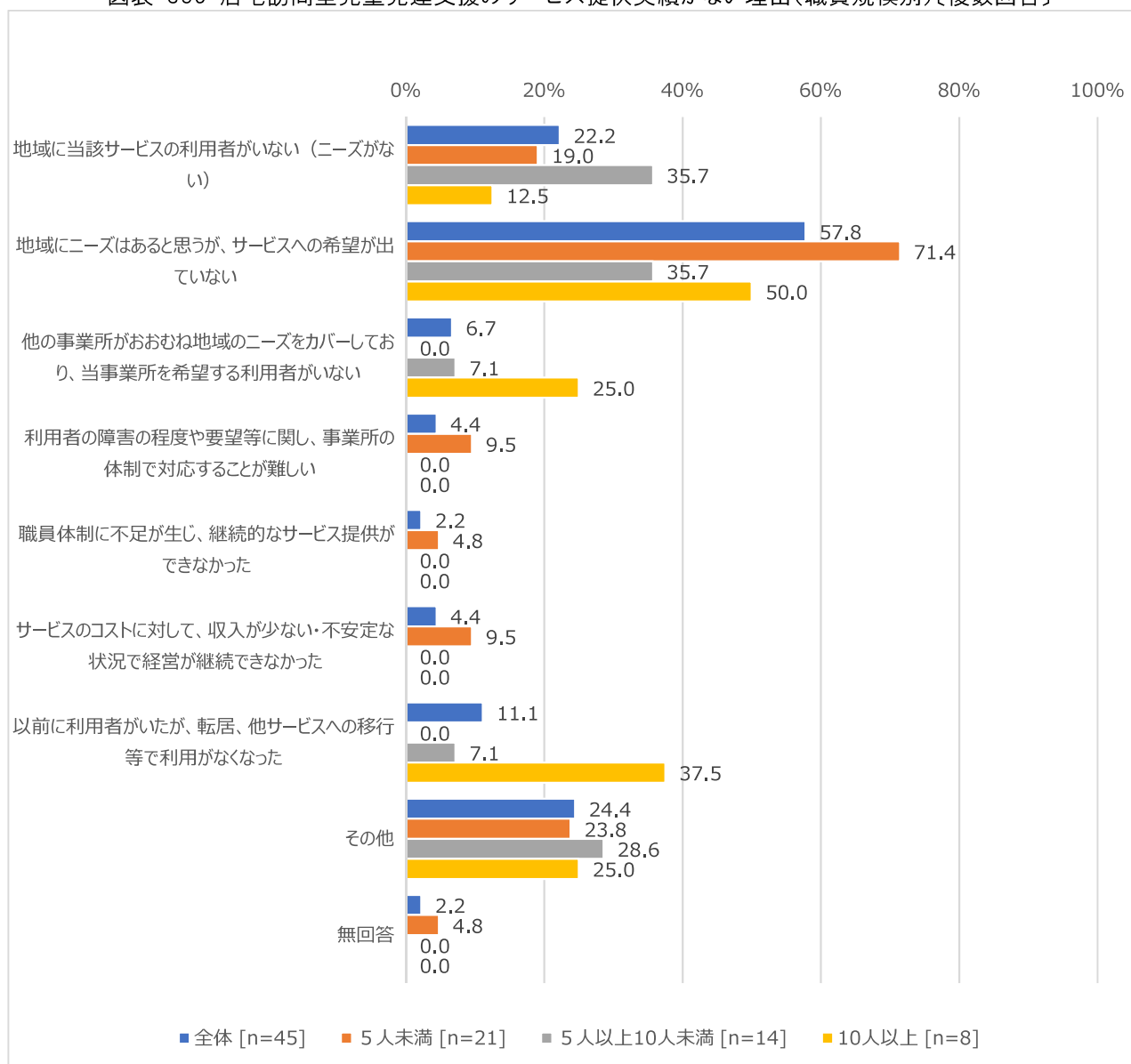
図表 308 居宅訪問型児童発達支援のサービス提供状況(職員規模別)



②居宅訪問型児童発達支援のサービス提供実績がない理由

居宅訪問型児童発達支援のサービス提供実績がない事業所に、その理由を聞いたところ、「地域にニーズはあると思うが、サービスへの希望が出ていない」が57.8%と最も多くなっている。事業所の職員規模別では、規模の小さい事業所で「地域にニーズはあると思うが、サービスへの希望が出ていない」の割合が比較的高くなっている。

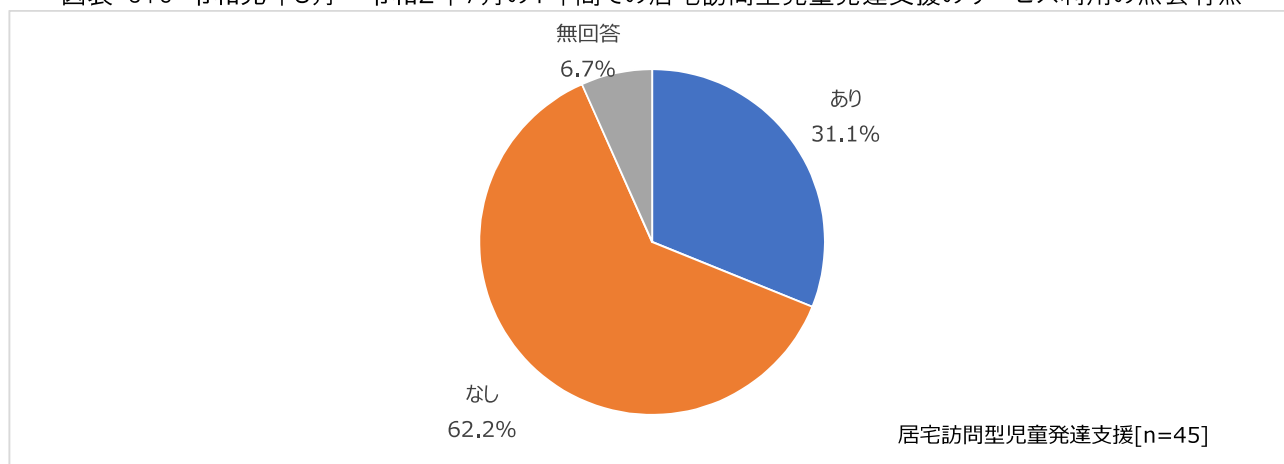
図表 309 居宅訪問型児童発達支援のサービス提供実績がない理由(職員規模別)[複数回答]



③居宅訪問型児童発達支援のサービス利用の照会有無

居宅訪問型児童発達支援のサービス提供実績がない事業所に、令和元年8月～令和2年7月の1年間でのサービス利用の照会の有無を聞いたところ、「なし」が62.2%、「あり」が31.1%となっている。なお、「あり」と回答した事業所（14事業所）に、同期間の照会件数を聞いたところ、平均で2.5件だった。

図表 310 令和元年8月～令和2年7月の1年間での居宅訪問型児童発達支援のサービス利用の照会有無



④居宅訪問型児童発達支援の登録者数等

居宅訪問型児童発達支援のサービス提供実績がある事業所に、サービスの登録者数等を聞いたところ、登録者数は平均で2.9人、令和7月の実利用者数は平均で2.6人となっている。また、令和2年7月の延べ訪問回数は平均で13.6回/月となっている。

図表 311 居宅訪問型児童発達支援のサービスの登録者数等

(人、回)	居宅訪問型児童発達支援 [n=37]
サービスの登録者数（平均）	2.9
令和2年7月の実利用者数（平均）	2.6
令和2年7月の延べ訪問回数（平均）	13.6

⑤利用者1人あたりの平均的な利用状況

利用者1人あたりの平均的な利用状況について、週あたりの平均的な利用日数は、平均で1.2日/週となっている。一回あたりの所要時間は、平均で1.4時間/回となっている。

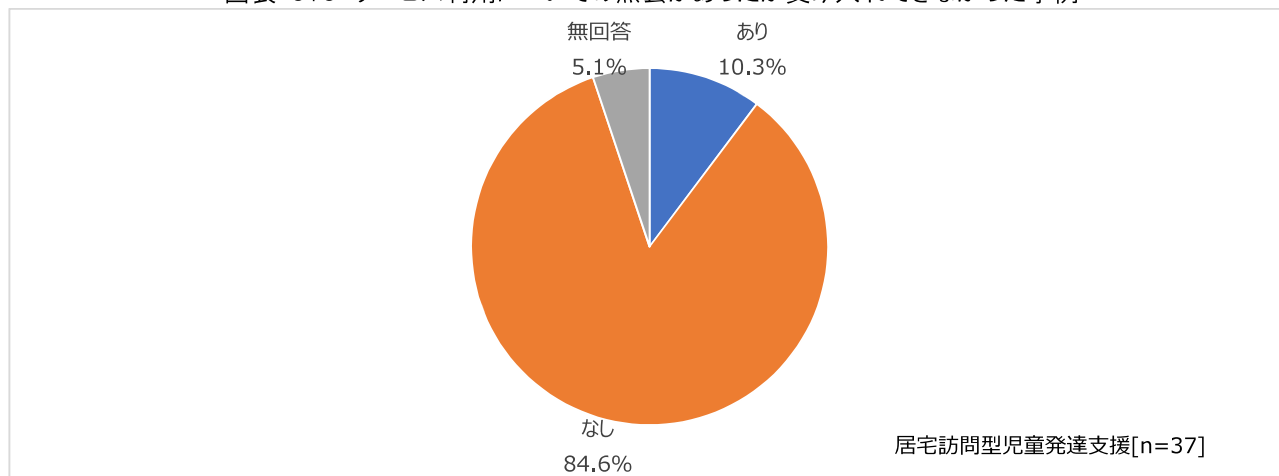
図表 312 利用者1人あたりの平均的な利用状況_週あたりの平均的な利用日数

(日/週、時間/回)	居宅訪問型児童発達支援 [n=37]
週あたりの平均的な利用日数（平均）	1.2
一回あたりの所要時間（平均）	1.4

⑥サービス利用についての照会があったが受け入れできなかった事例

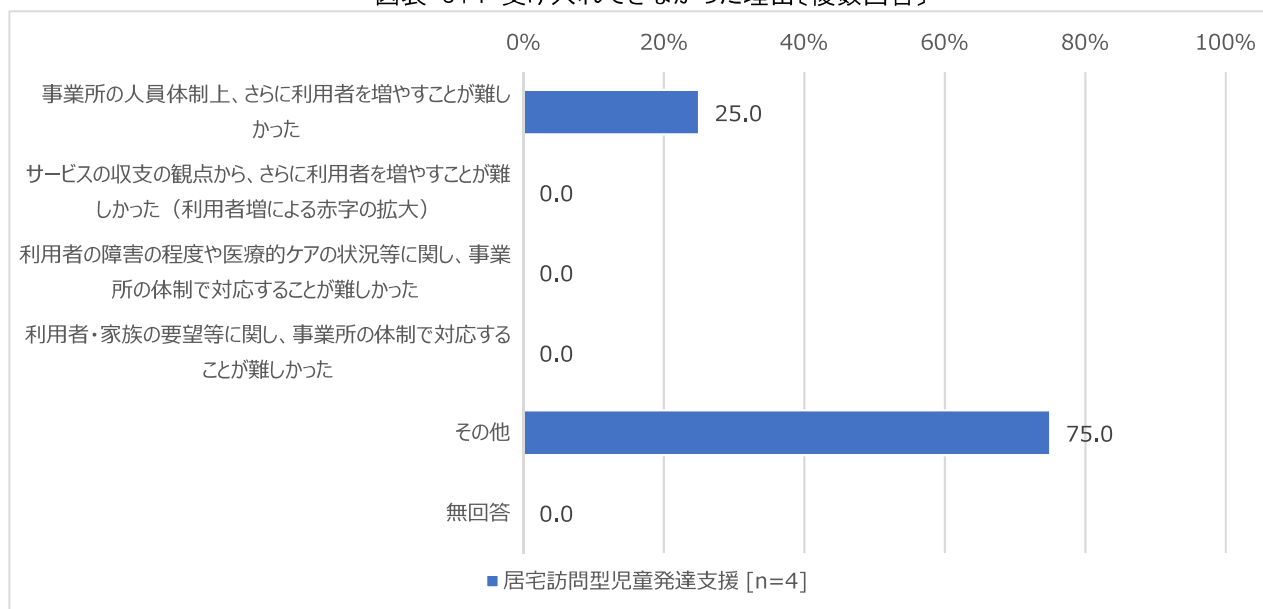
居宅訪問型児童発達支援のサービス提供実績がある事業所に、令和元年8月～令和2年7月の1年間で、サービス利用についての照会があったが受け入れできなかった事例があったかどうかを聞いたところ、「なし」が84.6%、「あり」が10.3%となっている。なお、「あり」と回答した事業所（3事業所）に、同期間での事例件数を聞いたところ、平均で3.3件だった。

図表 313 サービス利用についての照会があったが受け入れできなかった事例



「あり」と回答した事業所（3事業所）に、受け入れできなかった理由を聞いたところ、「事業所の人員体制上、さらに利用者を増やすことが難しかった」が25.0%、「その他」が75.0%となっている。（「その他」には、遠方で対応できなかった等の理由が含まれる。）

図表 314 受け入れできなかった理由〔複数回答〕



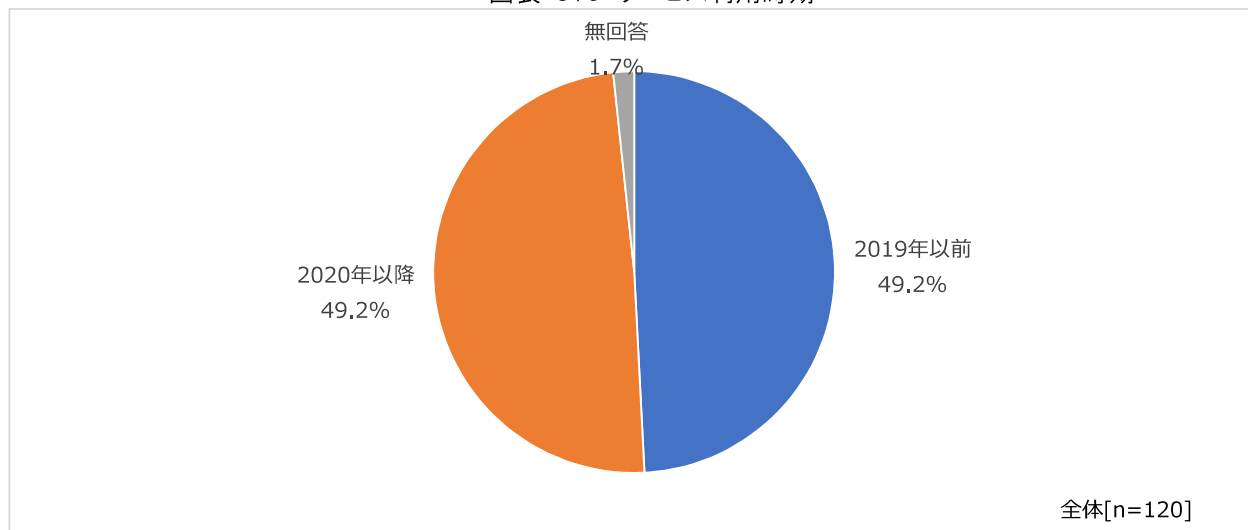
(4) 居宅訪問型児童発達支援の利用者の状況

以下は、居宅訪問型児童発達支援のサービス提供実績のある事業所に、利用者の状況を聞いたものである。全体で120人分の回答があった。

① サービス利用開始時期

サービス利用時期は、「2019年以前」が49.2%、「2020年以降」が49.2%となっている。

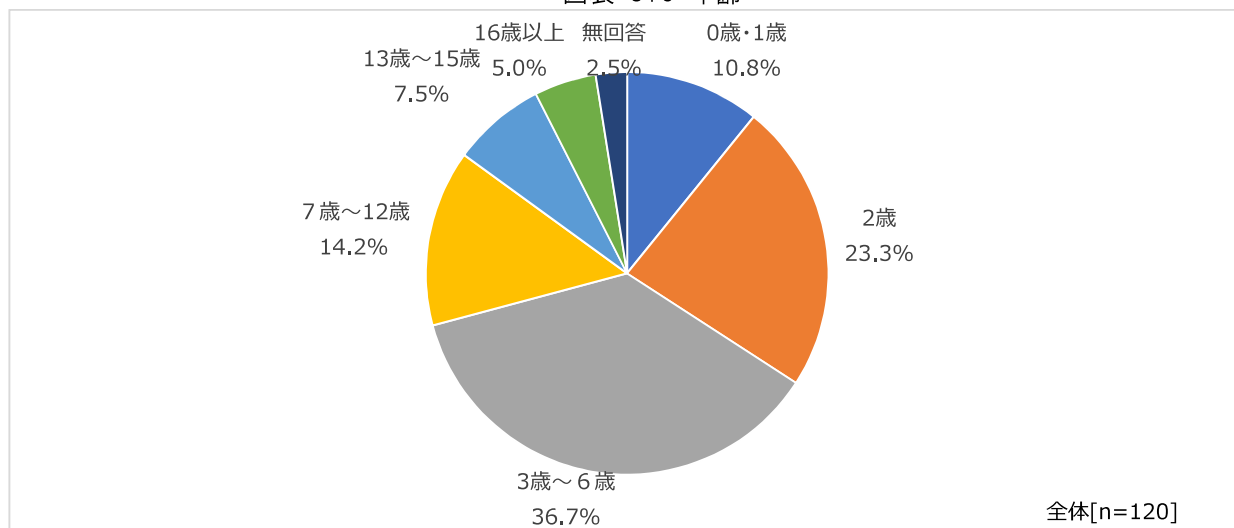
図表 315 サービス利用時期



② 年齢

利用者の年齢は、「3歳～6歳」が36.7%、「2歳」が23.3%、「7歳～12歳」が14.2%、「0歳・1歳」が10.8%、「13歳～15歳」が7.5%、「16歳以上」が5.0%となっている。平均年齢は5.4歳である。

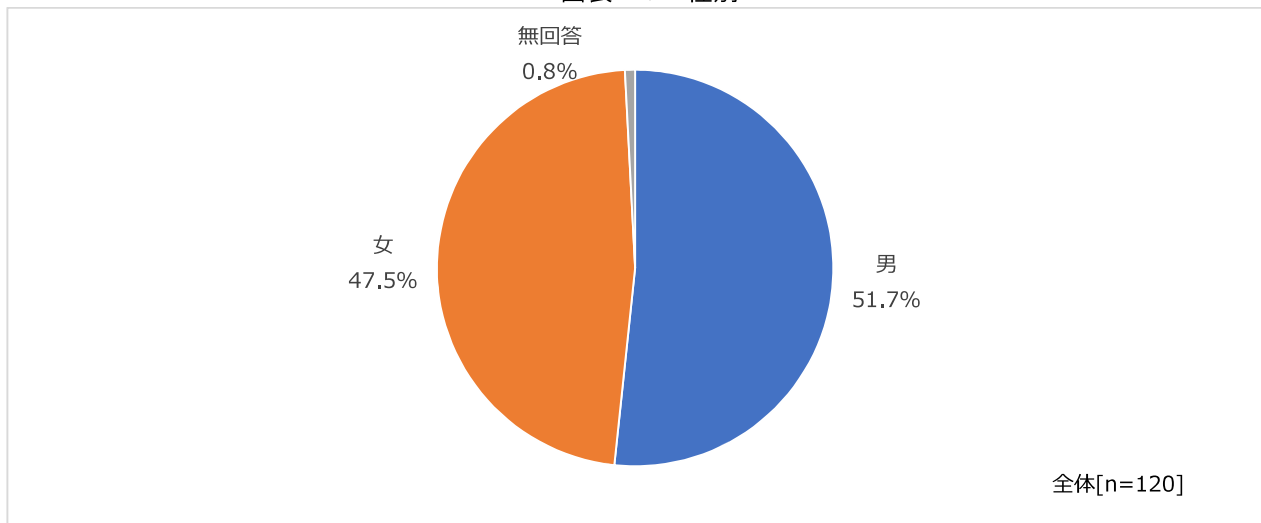
図表 316 年齢



③性別

性別は、「男」が51.7%、「女」が47.5%となっている。

図表 317 性別



④支給量、支給決定の有効期間、利用回数

サービスの支給量は、平均で9.3日/月となっている。また、支給決定の有効期間は平均10.8か月となっている。利用回数（令和2年7月）は、平均で4.5回/月となっている。

図表 318 支給量、支給決定の有効期間、利用回数(令和2年7月)

平均値	全体 [n=119]
支給量 (日/月)	9.3
支給決定の有効期間 (月)	10.8
利用回数 (回/月)	4.5

⑤居住地

利用者の居住地は、東京都が44人と全体の約4割を占める。次いで、愛知県、北海道の順となっている。

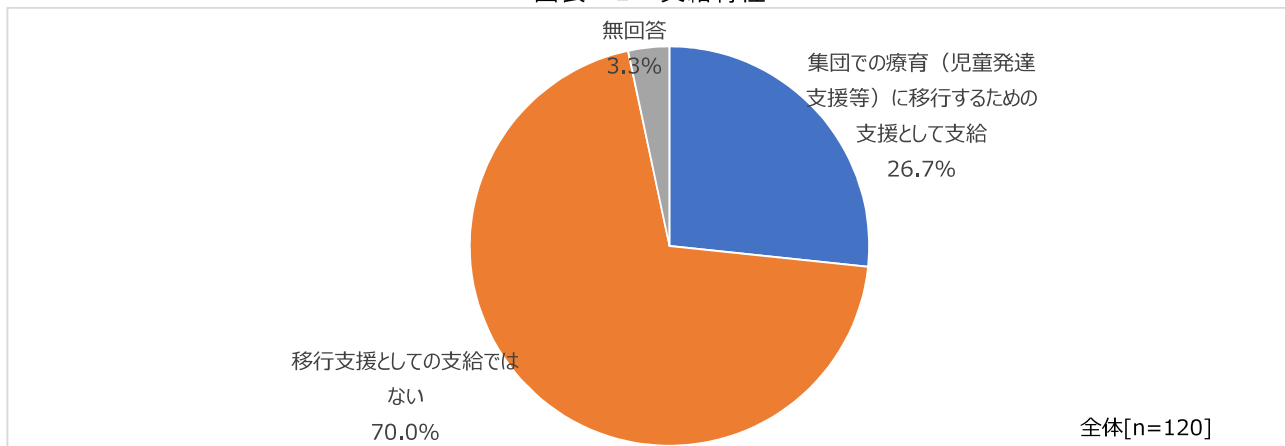
図表 319 居住地(都道府県)

人数	全体 [n=120]
東京都	44
愛知県	8
北海道	7
滋賀県、京都府	5
埼玉県、三重県、福岡県	4
千葉県、新潟県、長野県、福井県、静岡県、熊本県	3
山形県、岐阜県、兵庫県、和歌山県、山口県、佐賀県	2
岩手県、宮城県、神奈川県、石川県、大阪府、奈良県、高知県、鹿児島県	1
無回答	1

⑥支給特性

支給特性については、「集団での療育（児童発達支援等）に移行するための支援として支給」が26.7%、「移行支援としての支給ではない」が70.0%となっている。

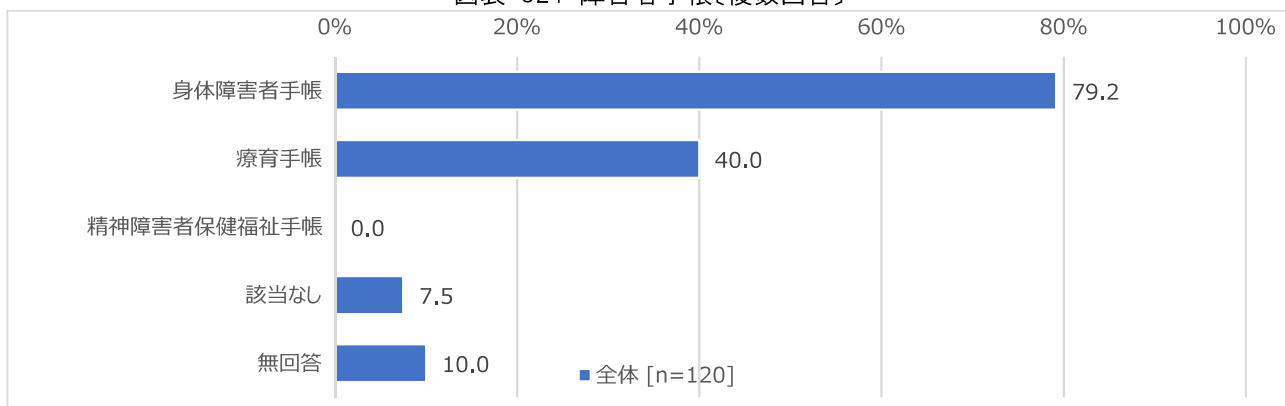
図表 320 支給特性



⑦障害者手帳

障害者手帳の所持状況は、「身体障害者手帳」が79.2%、「療育手帳」が40.0%、「該当なし」が7.5%となっている。

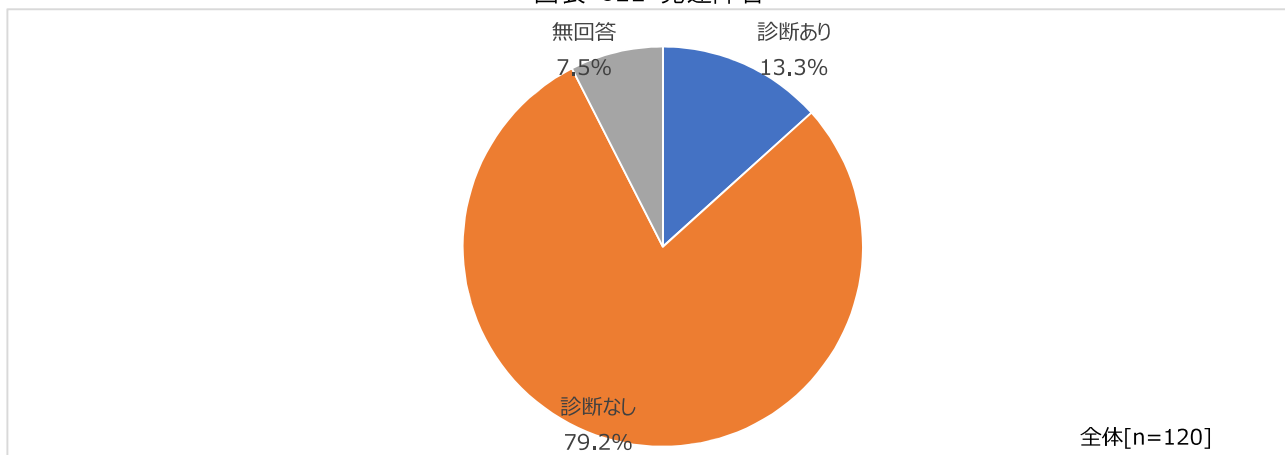
図表 321 障害者手帳〔複数回答〕



⑧発達障害

発達障害は、「診断なし」が79.2%、「診断あり」が13.3%となっている。

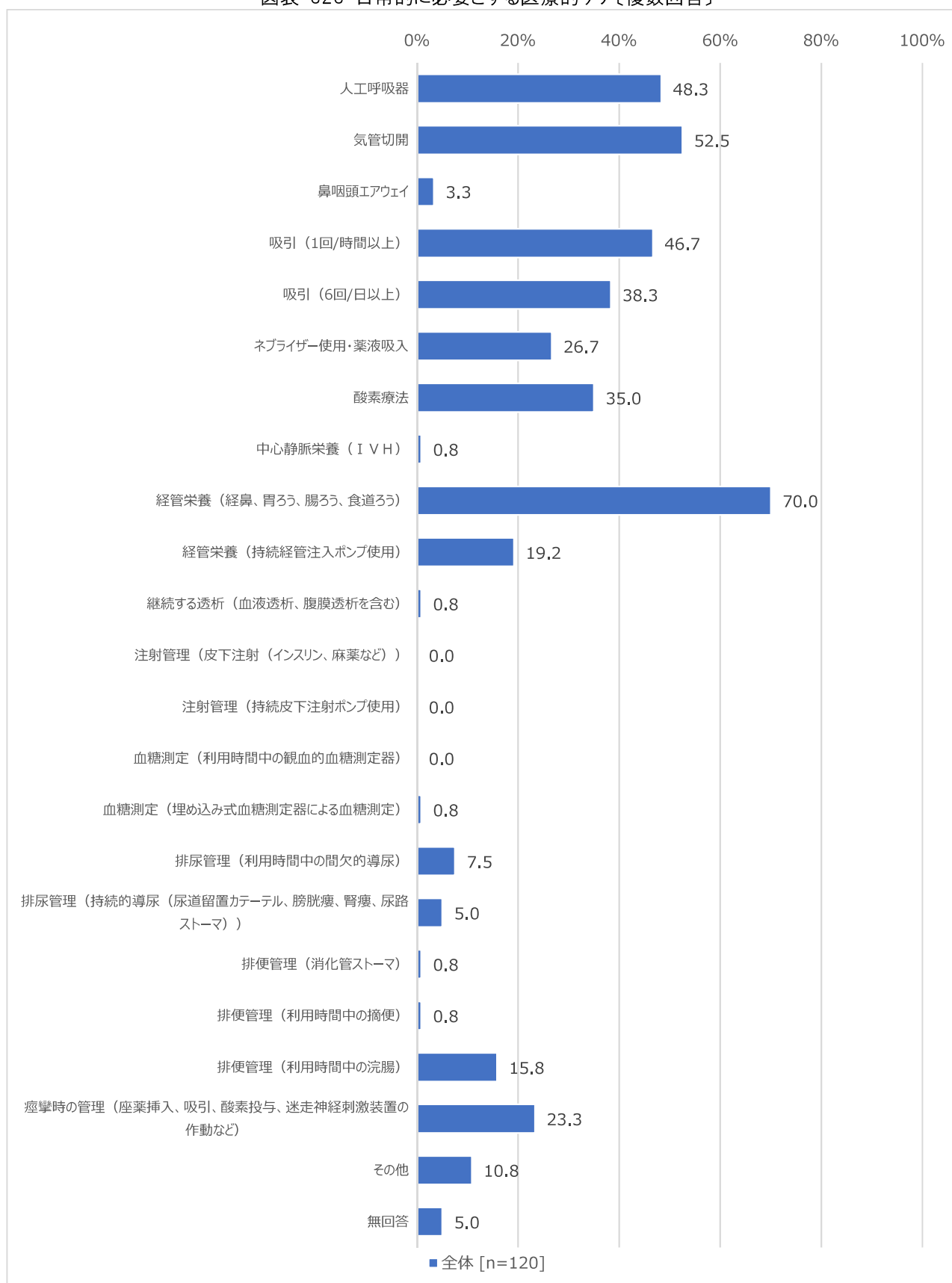
図表 322 発達障害



⑨日常的に必要とする医療的ケア

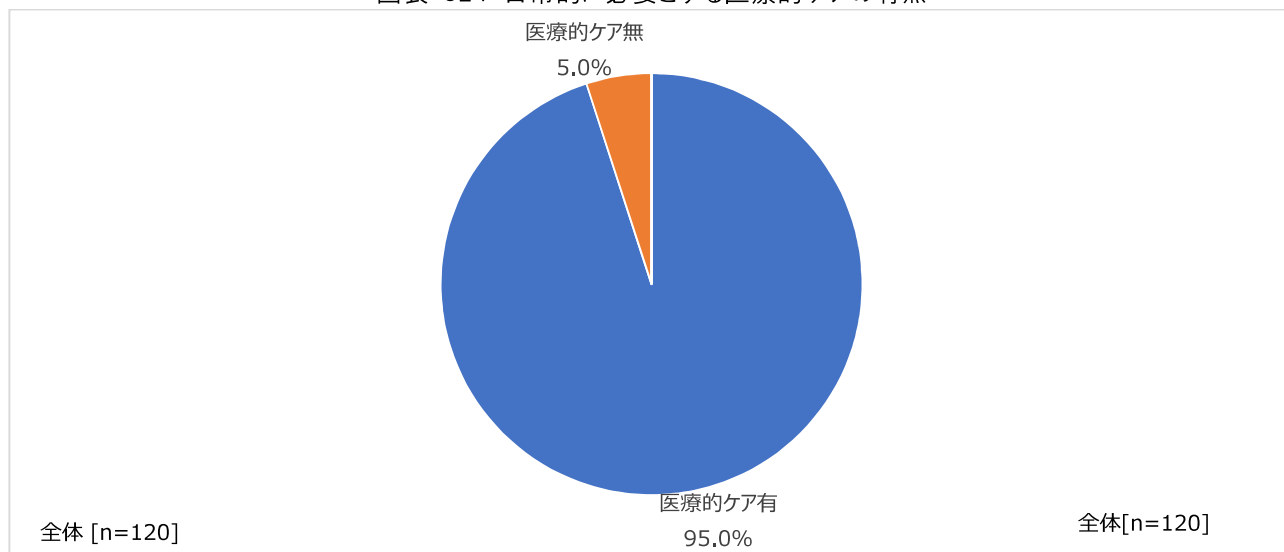
日常的に必要とする医療的ケアを聞いたところ、「経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう、食道ろう）」が70.0%、「気管切開」が52.5%、「人工呼吸器」が48.3%、「吸引（1回/時間以上）」が46.7%等となっている。

図表 323 日常的に必要とする医療的ケア〔複数回答〕



日常的に必要とする医療的ケアについて、その有無を見ると、利用者のうち、「医療的ケア有」（医療的ケアが必要な利用者）が95.0%と多くを占めている。

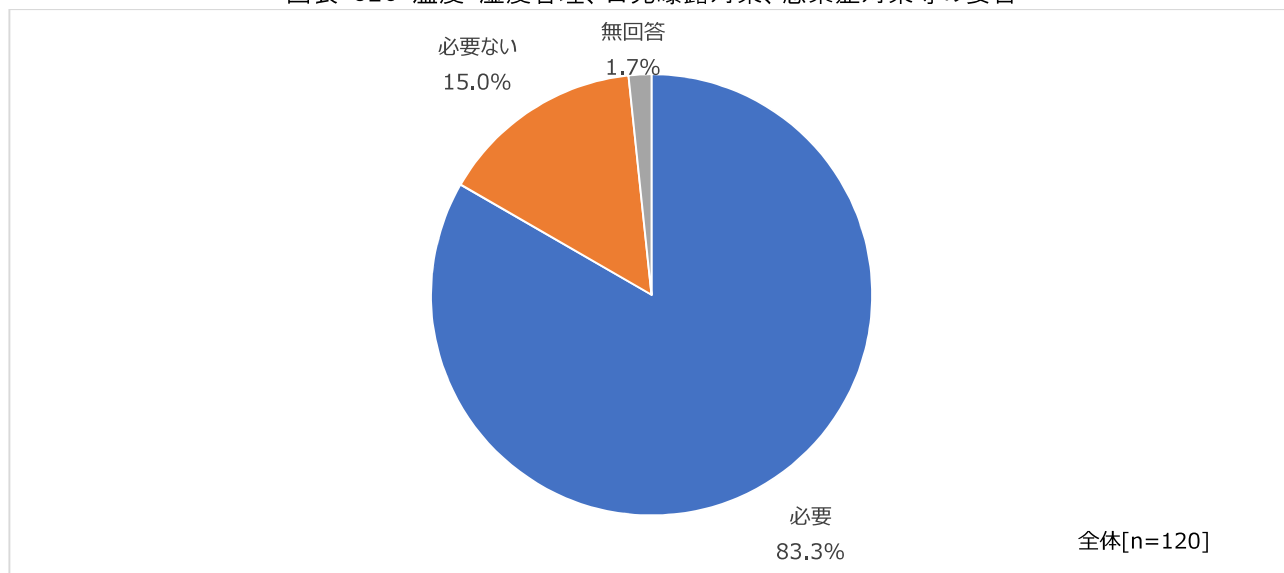
図表 324 日常的に必要とする医療的ケアの有無



⑩温度・湿度管理、日光曝露対策、感染症対策等の要否

温度・湿度管理、日光曝露対策、感染症対策等の要否は、「必要」が83.3%、「必要ない」が15.0%となっている。

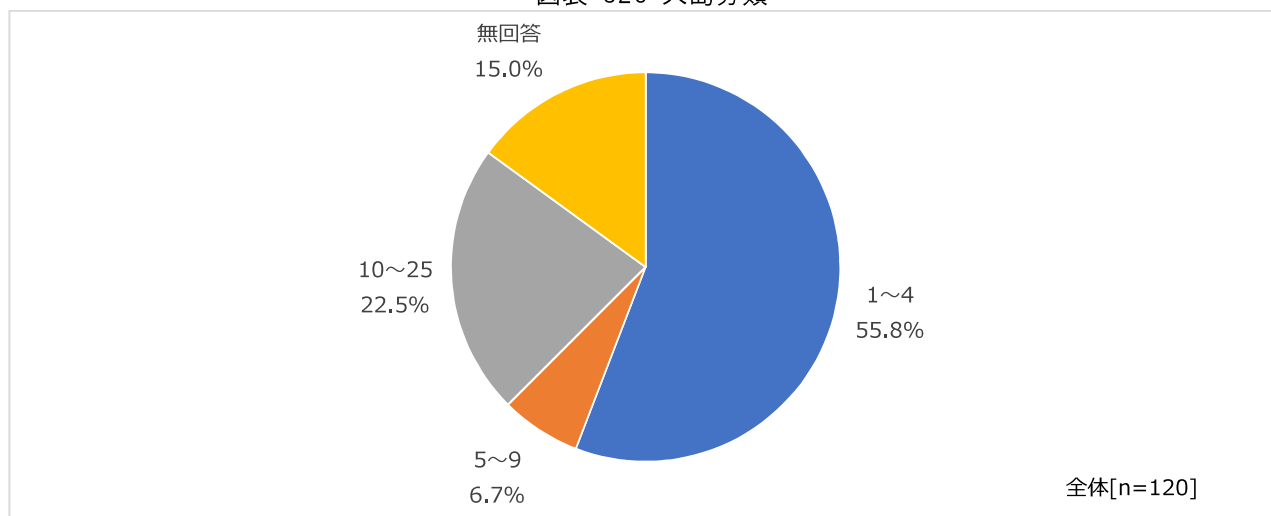
図表 325 温度・湿度管理、日光曝露対策、感染症対策等の要否



⑪大島分類

大島分類については、「1～4」が55.8%、「5～9」が6.7%、「10～25」が22.5%となっている。なお、無回答が比較的多い。

図表 326 大島分類

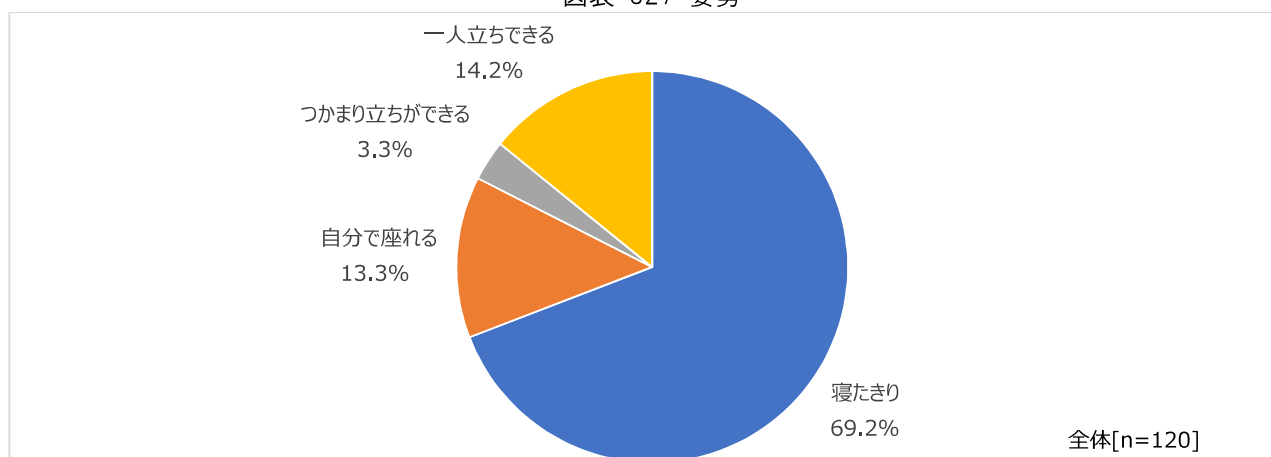


⑫利用者の状態

■姿勢

姿勢は、「寝たきり」が69.2%、「一人立ちできる」が14.2%、「自分で座れる」が13.3%、「つかまり立ちができる」が3.3%となっている。

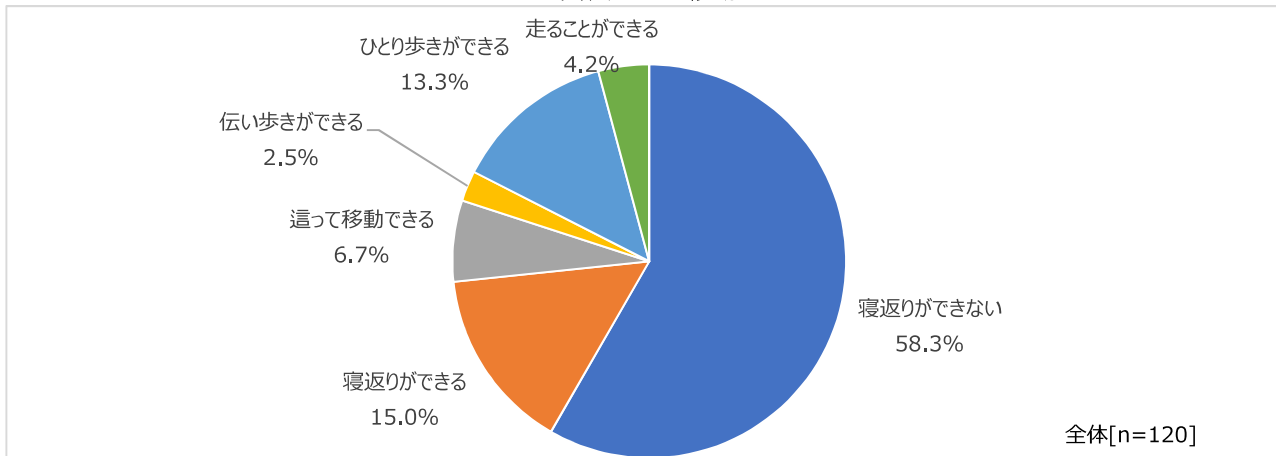
図表 327 姿勢



■移動

移動は、「寝返りができない」が58.3%、「寝返りができる」が15.0%、「ひとり歩きができる」が13.3%、「這って移動できる」が6.7%、「走ることができる」が4.2%、「伝い歩きができる」が2.5%となっている。

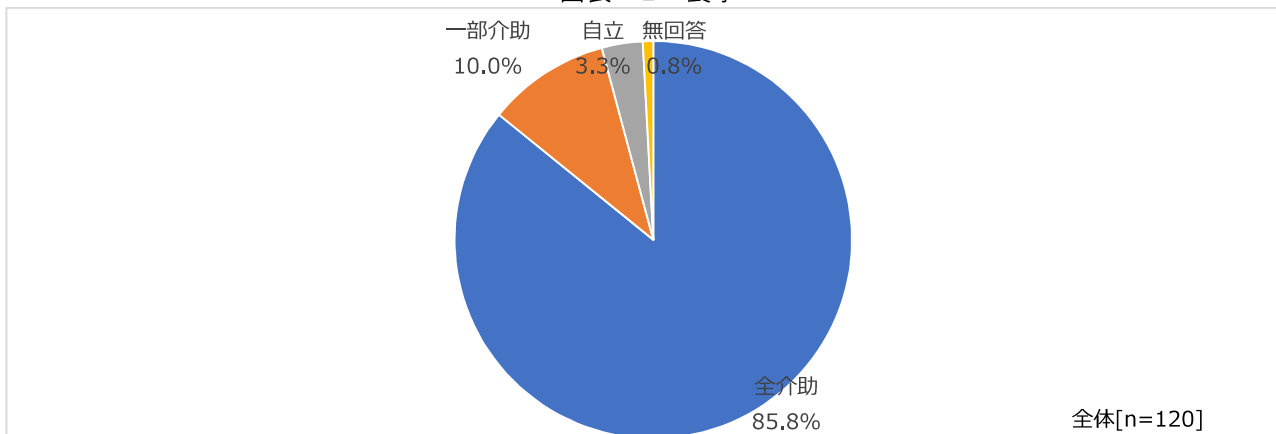
図表 328 移動



■食事

食事は、「全介助」が85.8%、「一部介助」が10.0%、「自立」が3.3%となっている。

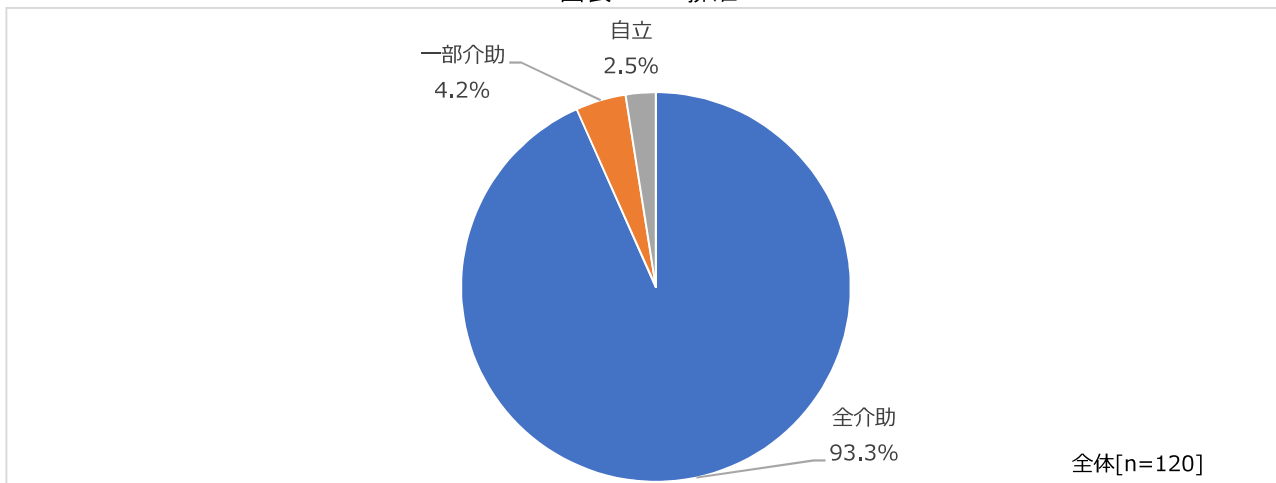
図表 329 食事



■排泄

排泄は、「全介助」が93.3%、「一部介助」が4.2%、「自立」が2.5%となっている。

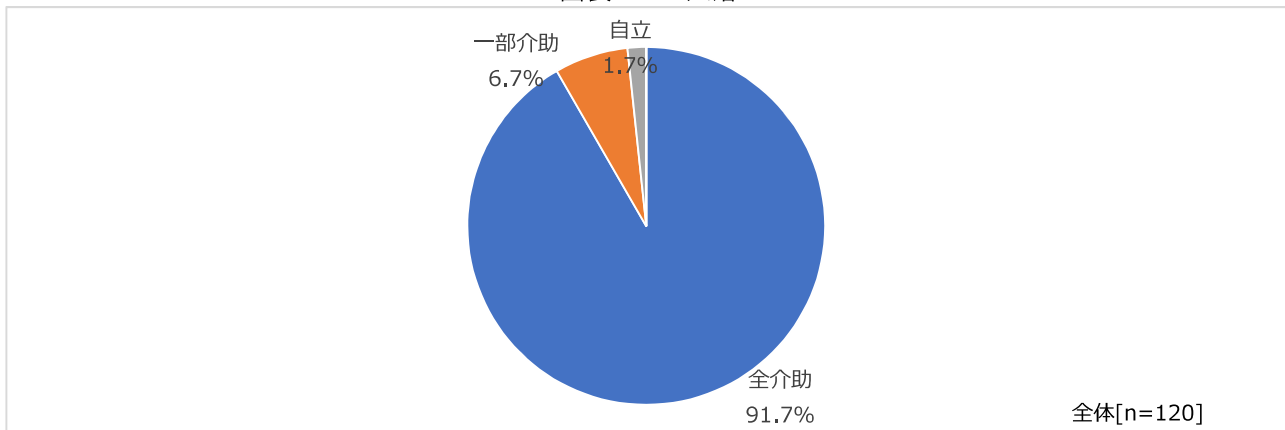
図表 330 排泄



■入浴

入浴は、「全介助」が91.7%、「一部介助」が6.7%、「自立」が1.7%となっている。

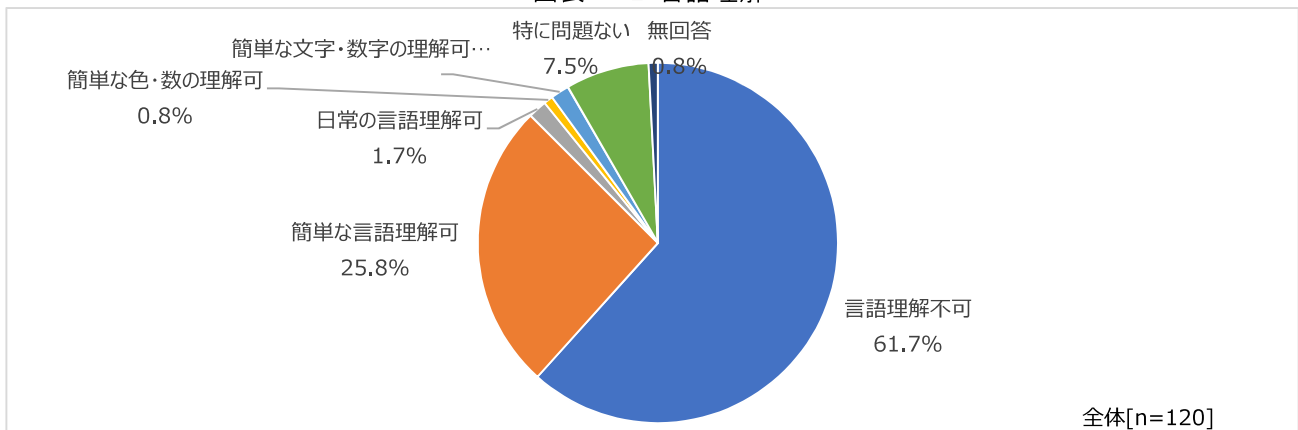
図表 331 入浴



■言語理解

言語理解は、「言語理解不可」が61.7%、「簡単な言語理解可」が25.8%、「日常の言語理解可」が1.7%、「簡単な文字・数字の理解可」が1.7%、「簡単な色・数の理解可」が0.8%となり、「特に問題ない」が7.5%となっている。

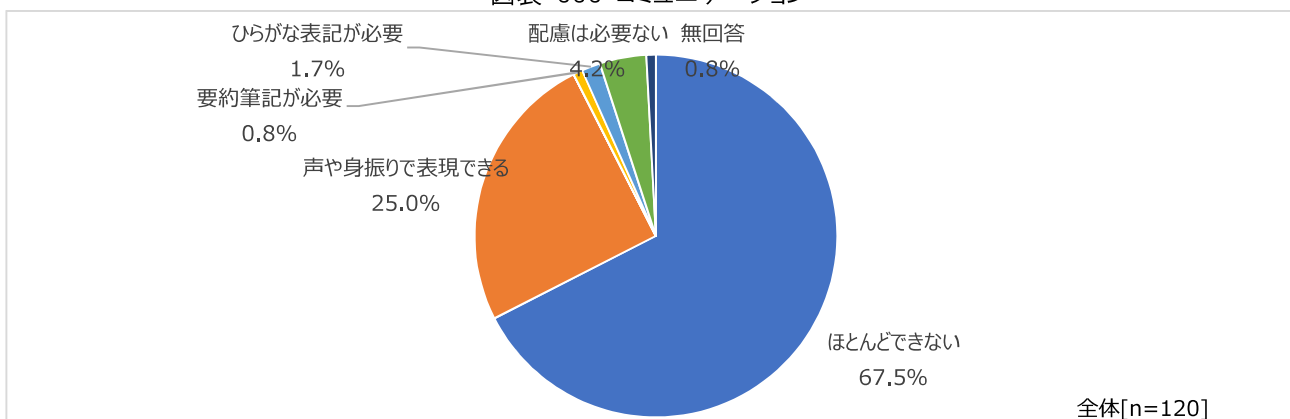
図表 332 言語理解



■コミュニケーション

コミュニケーションは、「ほとんどできない」が67.5%、「声や身振りで表現できる」が25.0%、「ひらがな表記が必要」が1.7%、「要約筆記が必要」が0.8%となっており、「配慮は必要ない」が4.2%となっている。

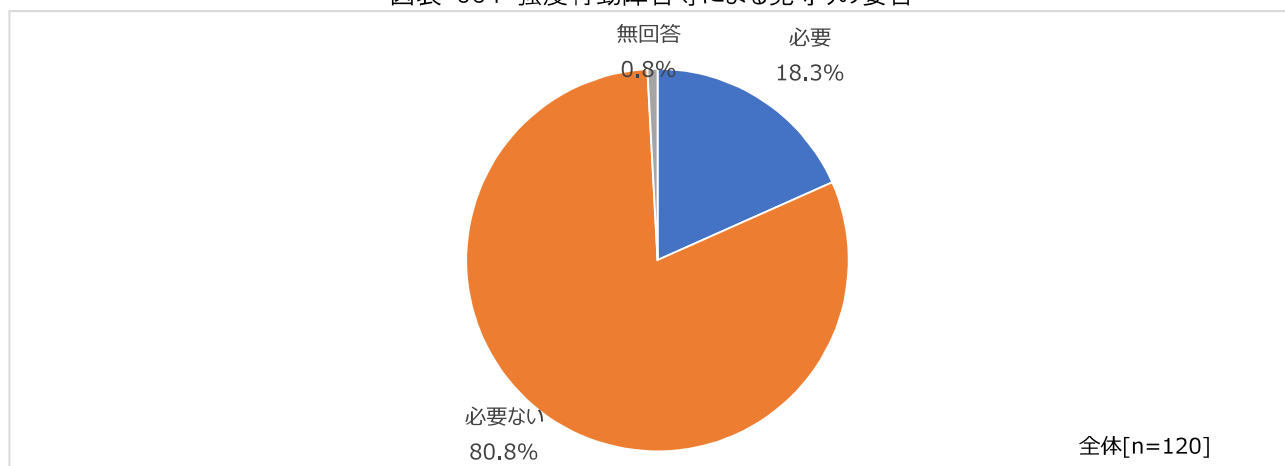
図表 333 コミュニケーション



■強度行動障害等による見守りの要否

強度行動障害等による見守りの要否は、「必要ない」が80.8%、「必要」が18.3%となっている。

図表 334 強度行動障害等による見守りの要否



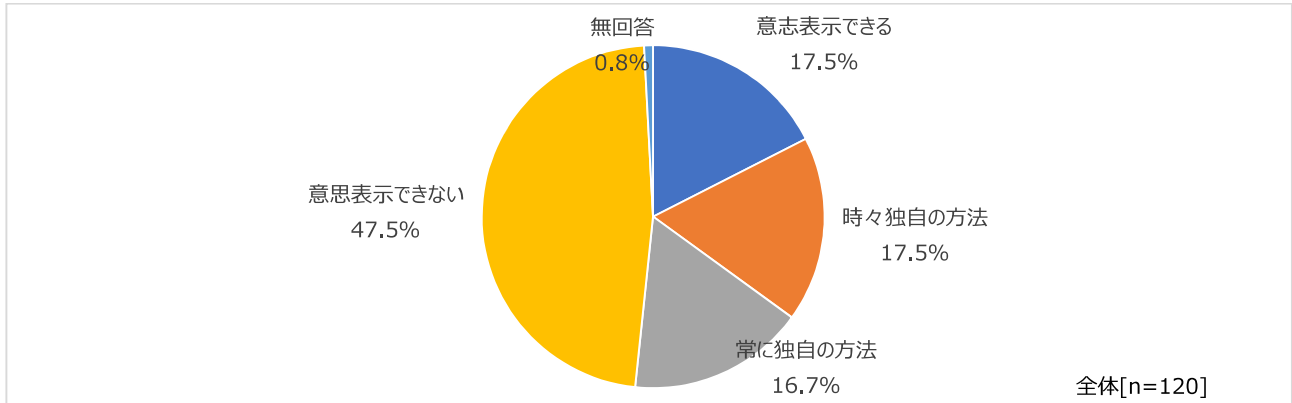
⑬行動関連項目（行動援護スコア）

行動援護スコアに該当する行動関連項目の状況は以下の通りである。

■本人独自の表現方法を用いた意志表示

本人独自の表現方法を用いた意志表示は、「意思表示できない」が47.5%、「意志表示できる」が17.5%、「時々独自の方法」が17.5%、「常に独自の方法」が16.7%となっている。

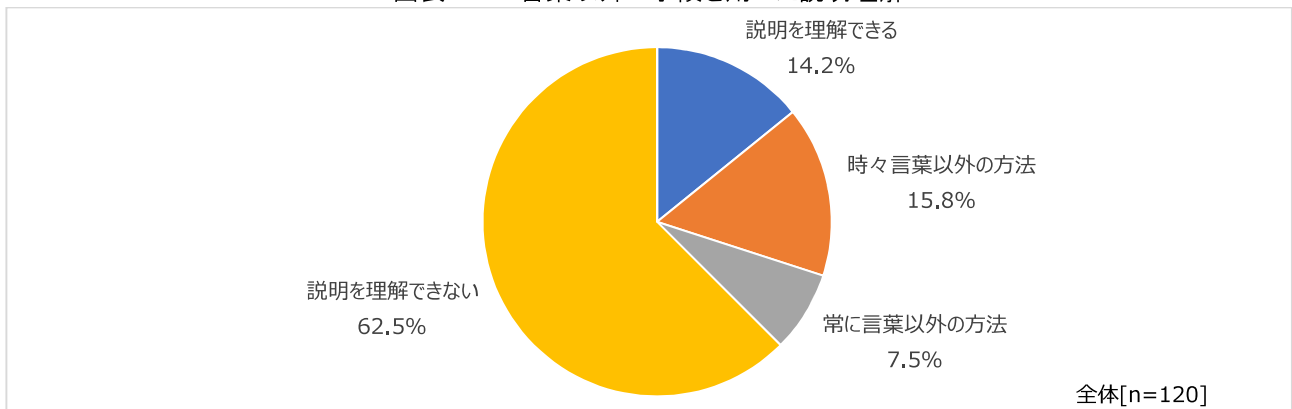
図表 335 本人独自の表現方法を用いた意志表示



■言葉以外の手段を用いた説明理解

言葉以外の手段を用いた説明理解は、「説明を理解できない」が62.5%、「時々言葉以外の方法」が15.8%、「説明を理解できる」が14.2%、「常に言葉以外の方法」が7.5%となっている。

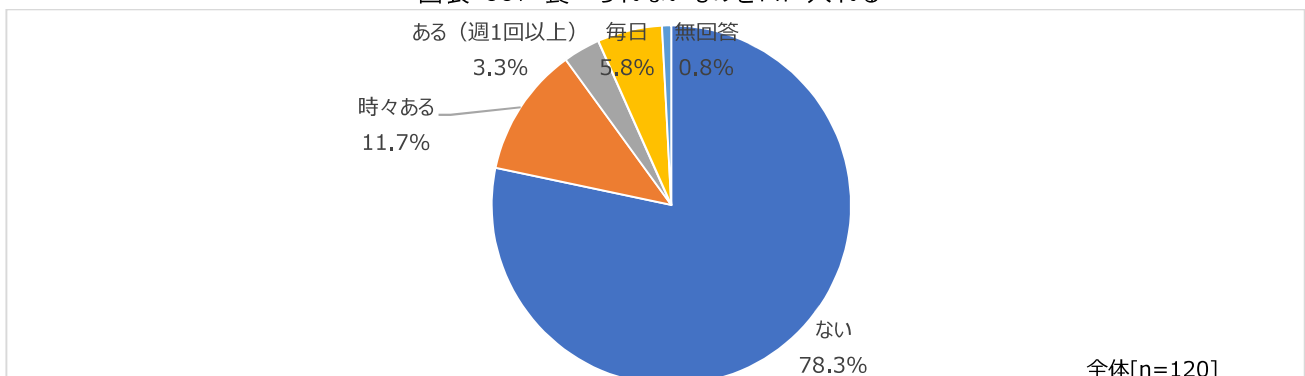
図表 336 言葉以外の手段を用いた説明理解



■食べられないものを口に入れる

食べられないものを口に入れることについては、「ない」が78.3%、「時々ある」が11.7%、「毎日」が5.8%、「ある（週1回以上）」が3.3%となっている。

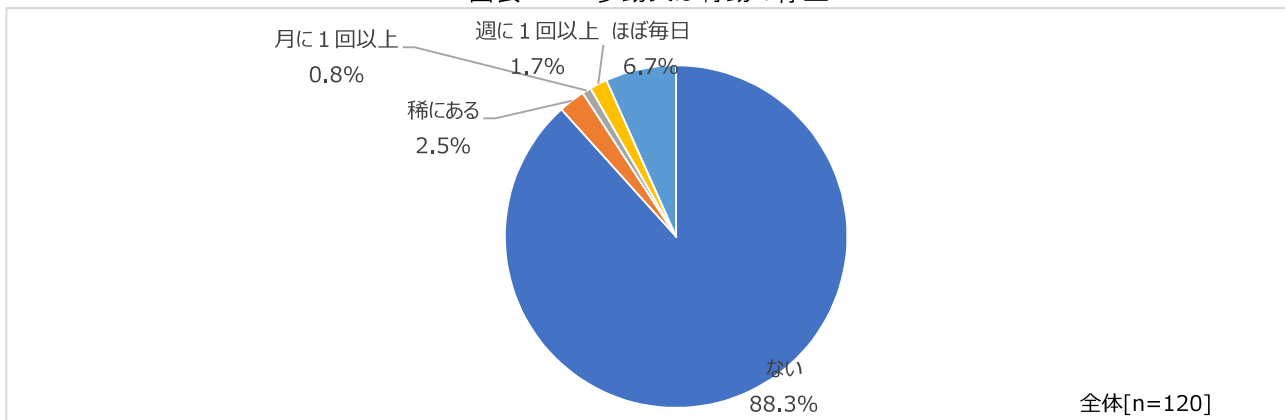
図表 337 食べられないものを口に入れる



■多動又は行動の停止

多動又は行動の停止は、「ない」が88.3%、「ほぼ毎日」が6.7%、「稀にある」が2.5%、「週に1回以上」が1.7%、「月に1回以上」が0.8%となっている。

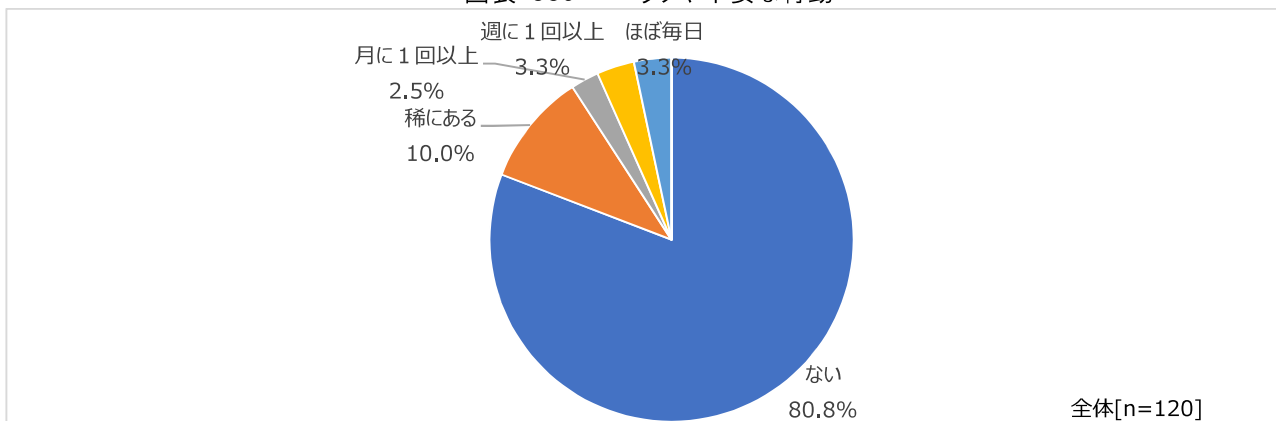
図表 338 多動又は行動の停止



■パニックや不安な行動

パニックや不安な行動は、「ない」が80.8%、「稀にある」が10.0%、「週に1回以上」が3.3%、「ほぼ毎日」が3.3%、「月に1回以上」が2.5%となっている。

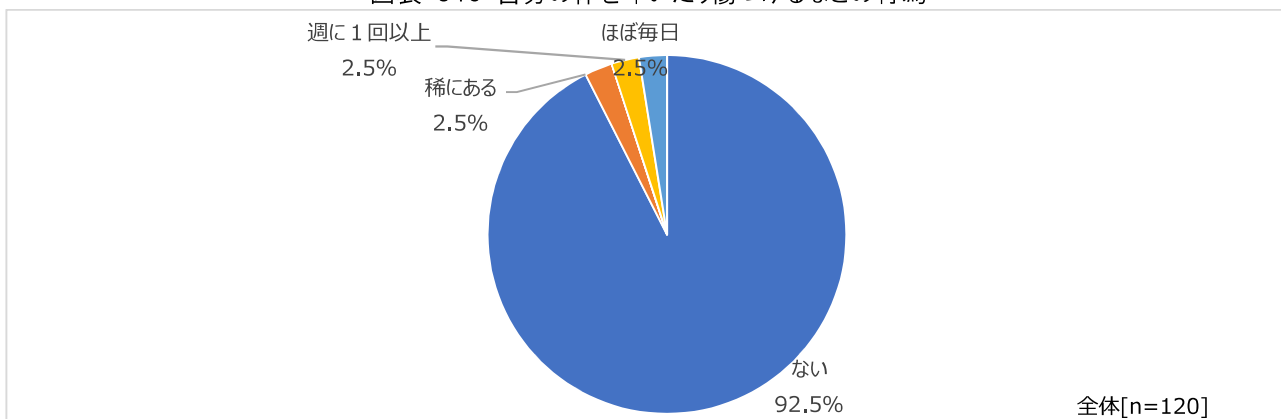
図表 339 パニックや不安な行動



■自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為

自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為は、「ない」が92.5%、「稀にある」が2.5%、「週に1回以上」が2.5%、「ほぼ毎日」が2.5%となっている。

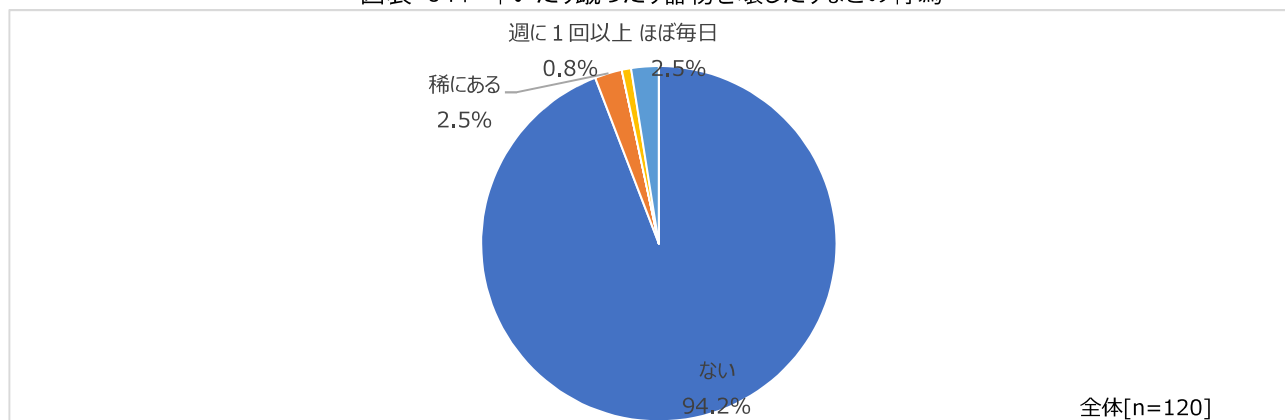
図表 340 自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為



■ 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為

叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為は、「ない」が94.2%、「稀にある」が2.5%、「ほぼ毎日」が2.5%、「週に1回以上」が0.8%となっている。

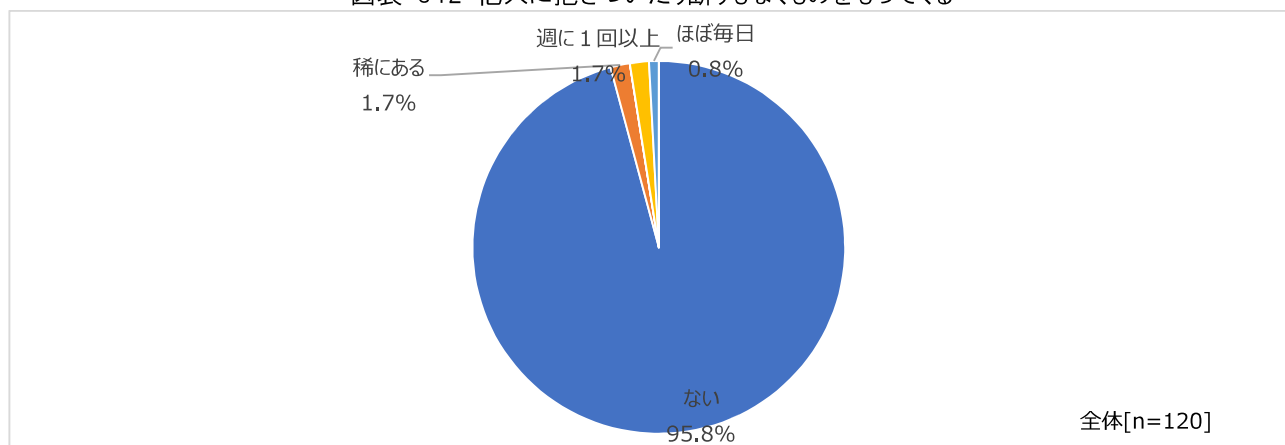
図表 341 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為



■ 他人に抱きついたり断りもなくものをもってくる

他人に抱きついたり断りもなくものをもってくることについては、「ない」が95.8%、「稀にある」が1.7%、「週に1回以上」が1.7%、「ほぼ毎日」が0.8%となっている。

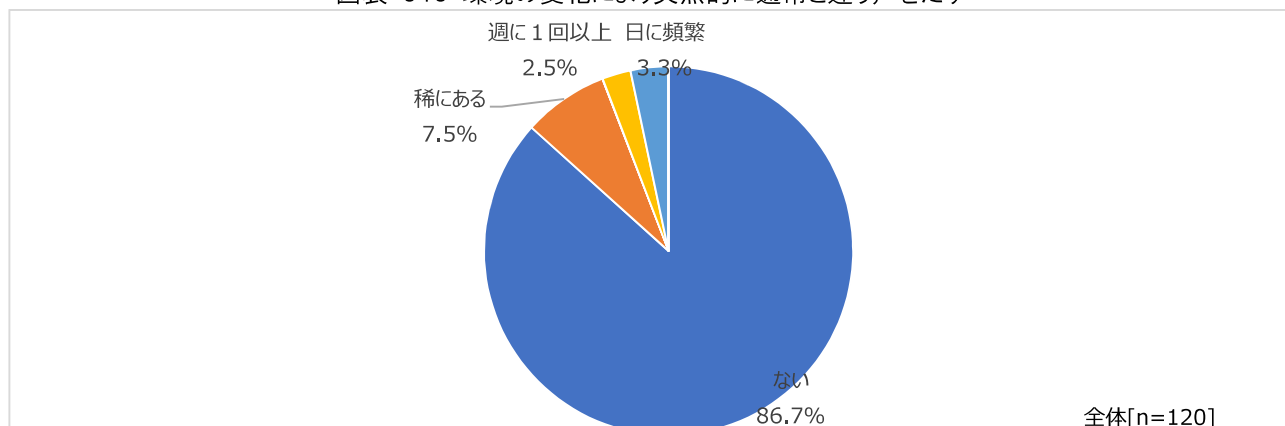
図表 342 他人に抱きついたり断りもなくものをもってくる



■ 環境の変化により突然的に通常と違う声をだす

環境の変化により突然的に通常と違う声をだすは、「ない」が86.7%、「稀にある」が7.5%、「日に頻繁」が3.3%、「週に1回以上」が2.5%となっている。

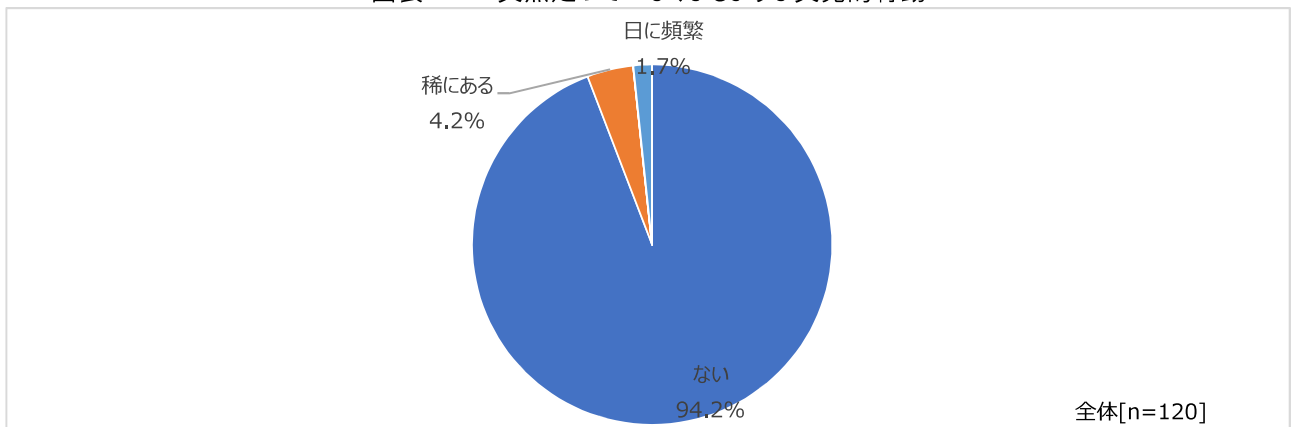
図表 343 環境の変化により突然的に通常と違う声をだす



■突然走っていなくなるような突発的行動

突然走っていなくなるような突発的行動は、「ない」が94.2%、「稀にある」が4.2%、「日に頻繁」が1.7%となっている。

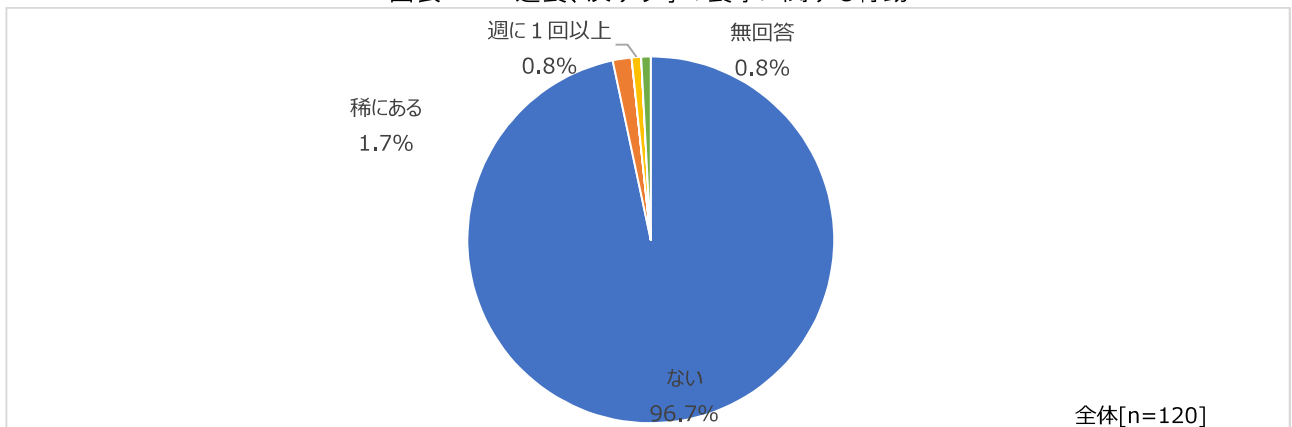
図表 344 突然走っていなくなるような突発的行動



■過食、反すう等の食事に関する行動

過食、反すう等の食事に関する行動は、「ない」が96.7%、「稀にある」が1.7%、「週に1回以上」が0.8%となっている。

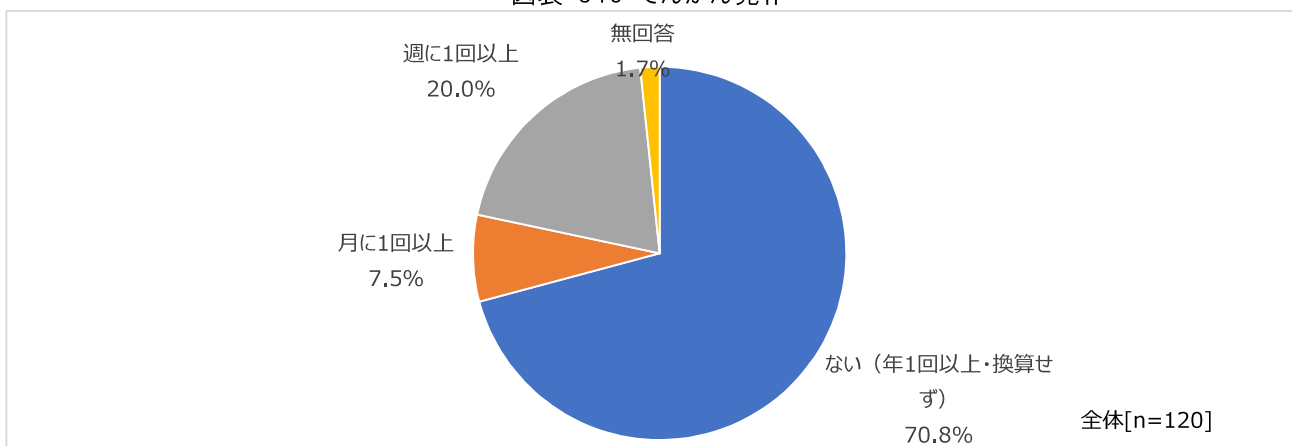
図表 345 過食、反すう等の食事に関する行動



■てんかん発作

てんかん発作は、「ない（年1回以上・換算せず）」が70.8%、「週に1回以上」が20.0%、「月に1回以上」が7.5%となっている。

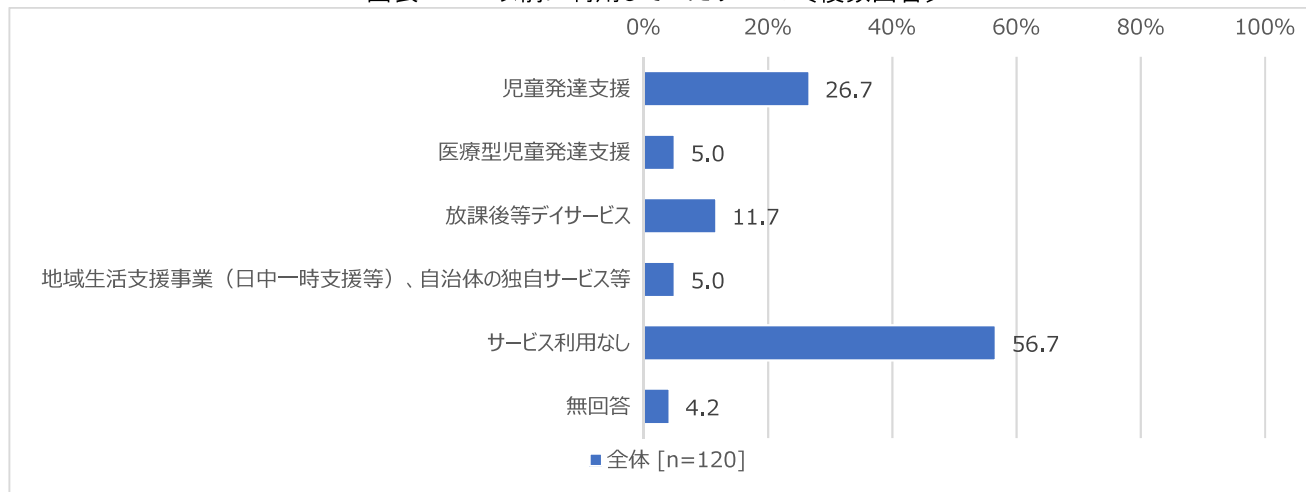
図表 346 てんかん発作



⑭以前に利用していたサービス

居宅訪問型児童発達支援を利用する以前に利用していたサービスを聞いたところ、「サービス利用なし」が56.7%、「児童発達支援」が26.7%、「放課後等デイサービス」が11.7%、「医療型児童発達支援」が5.0%、「地域生活支援事業（日中一時支援等）、自治体の独自サービス等」が5.0%となっている。

図表 347 以前に利用していたサービス〔複数回答〕



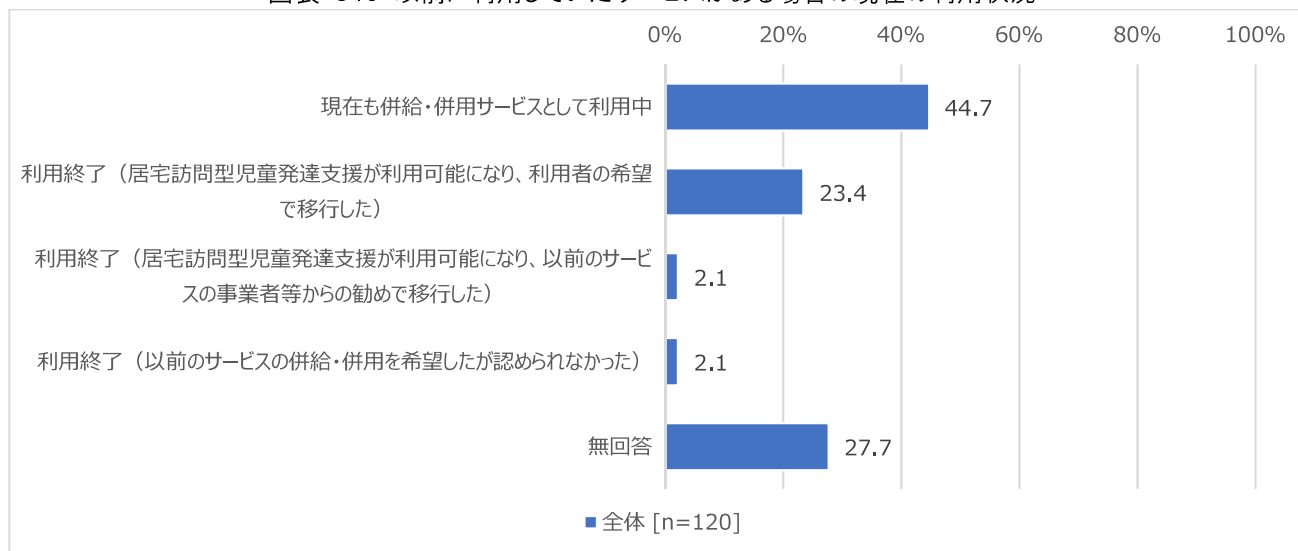
以前に利用していたサービスを回答した利用者には、そのサービスの以前の利用量を聞いたところ、1人あたりの平均で、以下のようにになっている。

図表 348 以前に利用していたサービスの利用量

サービス	回答数	利用量の平均値 (日/月)
児童発達支援	全体 [n=26]	5.0
医療型児童発達支援	全体 [n=5]	6.6
放課後等デイサービス	全体 [n=13]	6.5
地域生活支援事業（日中一時支援等）、自治体の独自サービス等	全体 [n=4]	5.8

以前に利用していたサービスを回答した利用者には、サービスの現在の利用状況を聞いたところ、「現在も併給・併用サービスとして利用中」が44.7%と多くなっている。

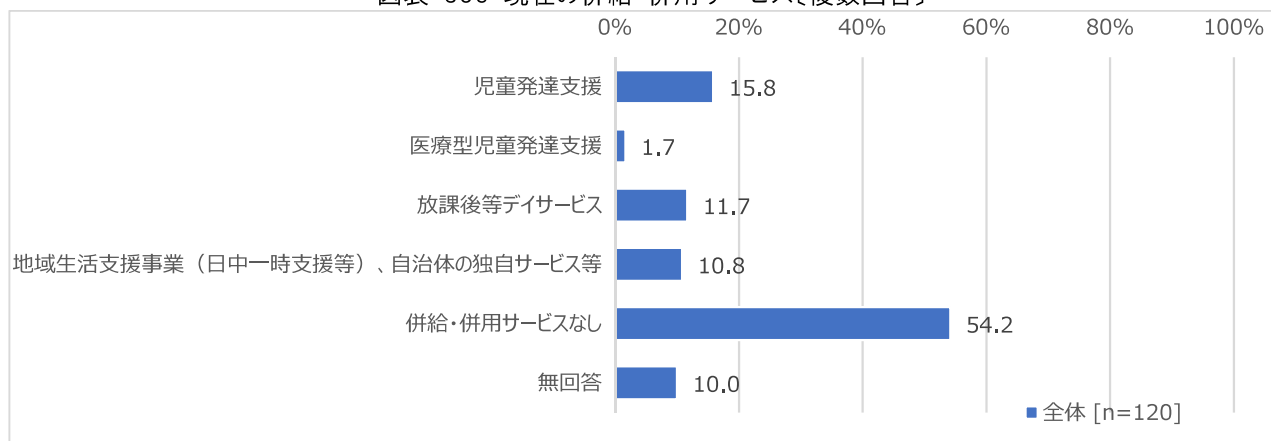
図表 349 以前に利用していたサービスがある場合の現在の利用状況



⑮現在の併給・併用サービス

現在の併給・併用サービスを聞いたところ、「併給・併用サービスなし」が54.2%となっている。利用しているサービスとしては、「児童発達支援」が15.8%、「放課後等デイサービス」が11.7%、「地域生活支援事業（日中一時支援等）、自治体の独自サービス等」が10.8%となっている。

図表 350 現在の併給・併用サービス〔複数回答〕



現在の併給・併用サービスを回答した利用者へ、そのサービスの利用量を聞いたところ、1人あたりの平均で、以下のようになっている。

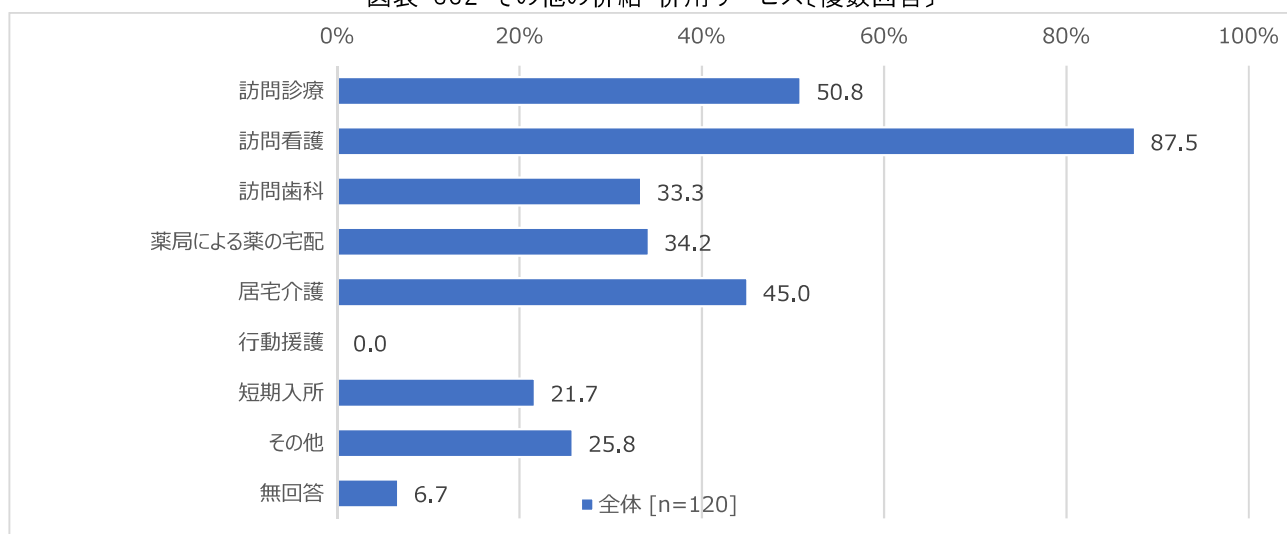
図表 351 現在の併給・併用サービスの利用量

サービス	回答数	利用量の平均値 (日/月)
児童発達支援	全体 [n=17]	5.5
医療型児童発達支援	全体 [n=2]	2.5
放課後等デイサービス	全体 [n=9]	6.0
地域生活支援事業（日中一時支援等）、自治体の独自サービス等	全体 [n=7]	5.9

⑯その他の併給・併用サービス

その他の併給・併用サービスとしては、「訪問看護」が87.5%、「訪問診療」が50.8%、「居宅介護」が45.0%等となっている。

図表 352 その他の併給・併用サービス〔複数回答〕



⑰事業所から利用者宅の訪問にかかる移動時間

事業所から利用者宅の訪問にかかる移動時間（片道）については、平均で35.3分となっている。

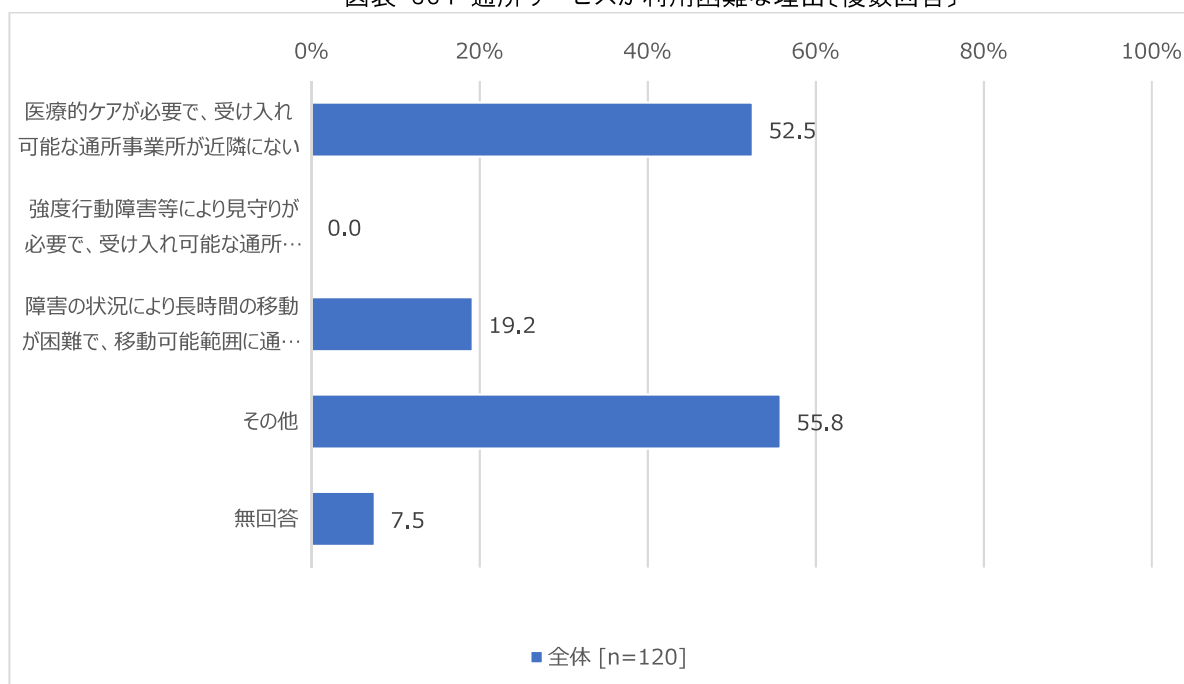
図表 353 事業所から利用者宅の訪問にかかる移動時間(片道)

平均値 (分)	全体 [n=119]
事業所から利用者宅の訪問にかかる移動時間 (片道)	35.3

⑱通所サービスが利用困難な理由

居宅訪問型児童発達支援の利用者が、通所サービスが利用困難な理由を聞いたところ、「医療的ケアが必要で、受け入れ可能な通所事業所が近隣にない」が52.5%、「障害の状況により長時間の移動が困難で、移動可能範囲に通所事業所がない」が19.2%となっている。なお、「その他」の割合が高くなっているが、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるためという回答が多かった。

図表 354 通所サービスが利用困難な理由〔複数回答〕



「障害の状況により長時間の移動が困難で、移動可能範囲に通所事業所がない」を回答した利用者には、利用者宅から最寄りの通所事業所までの移動に要する時間（片道）を聞いたところ、平均で38.8分だった。

図表 355 利用者宅から最寄りの通所事業所までの移動に要する時間(片道)

平均値 (分)	全体 [n=20]
利用者宅から最寄りの通所事業所までの移動に要する時間 (片道)	38.8

(5) 居宅訪問型児童発達支援の支給決定等に関する調査

以下は、居宅訪問型児童発達支援の支給決定等に関し、市町村を対象に状況を聞いたものである。

①障害児通所支援サービス等の支給決定者数

障害児通所支援サービス等の支給決定者数（令和2年7月）を聞いたところ、市町村平均で児童発達支援は74.7人、医療型児童発達支援は1.3人、放課後等デイサービスは169.0人、保育所等訪問支援は19.0人、居宅訪問型児童発達支援は0.2人となっている。

図表 356 障害児通所支援サービス等の支給決定者数(令和2年7月)

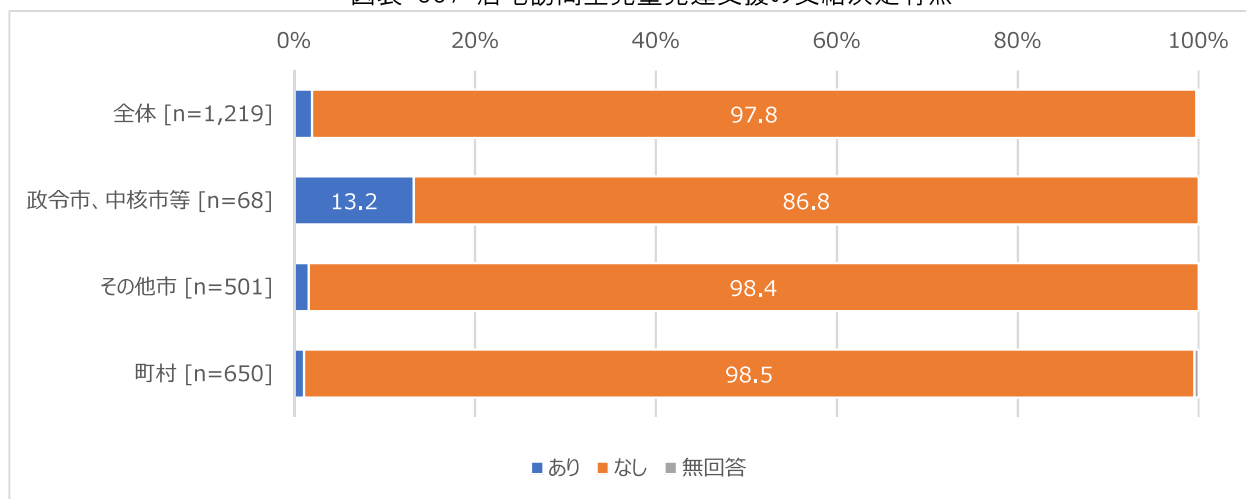
平均値（人）	全体 [n=1,321]	政令市、中核市等 [n=111]	その他市 [n=550]	町村 [n=660]
児童発達支援	74.7	469.0	72.3	10.5
医療型児童発達支援	1.3	11.1	0.7	0.1
放課後等デイサービス	169.0	1,039.7	165.1	25.9
保育所等訪問支援	19.0	98.0	20.8	4.3
居宅訪問型児童発達支援	0.2	1.1	0.1	0.0

※自治体類型で「政令市、中核市等」には政令市、中核市、特例市、東京都特別区を含む。それ以外の市は「その他市」としている。
(以下同様)

②居宅訪問型児童発達支援の支給決定の有無

居宅訪問型児童発達支援の支給決定者数が0人の市町村に、これまでに支給決定をしたことがあるかどうかを聞いたところ、「なし」が97.8%となっている。

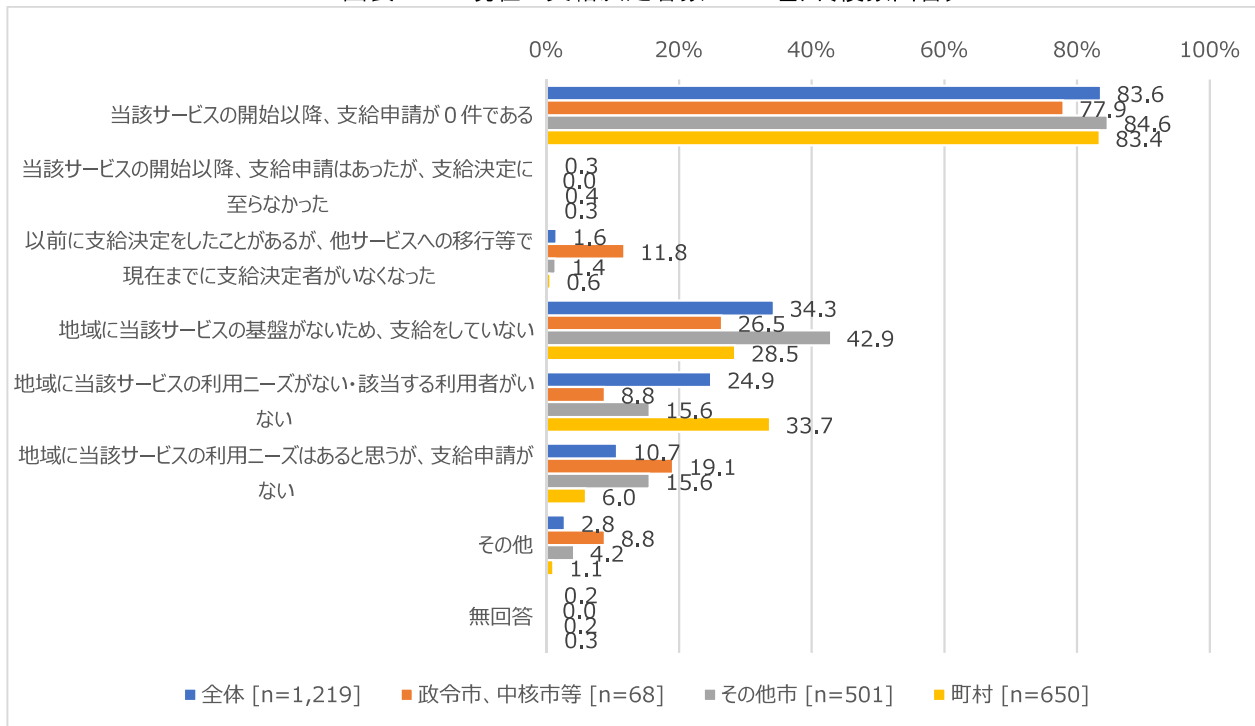
図表 357 居宅訪問型児童発達支援の支給決定有無



③現在の支給決定者数が0の理由

居宅訪問型児童発達支援の支給決定者数が0人の市町村に、現在の支給決定者数が0の理由を聞いたところ、「当該サービスの開始以降、支給申請が0件である」が83.6%と最も多くなっている。次いで、「地域に当該サービスの基盤がないため、支給をしていない」が34.3%、「地域に当該サービスの利用ニーズがない・該当する利用者がいない」が24.9%等となっている。

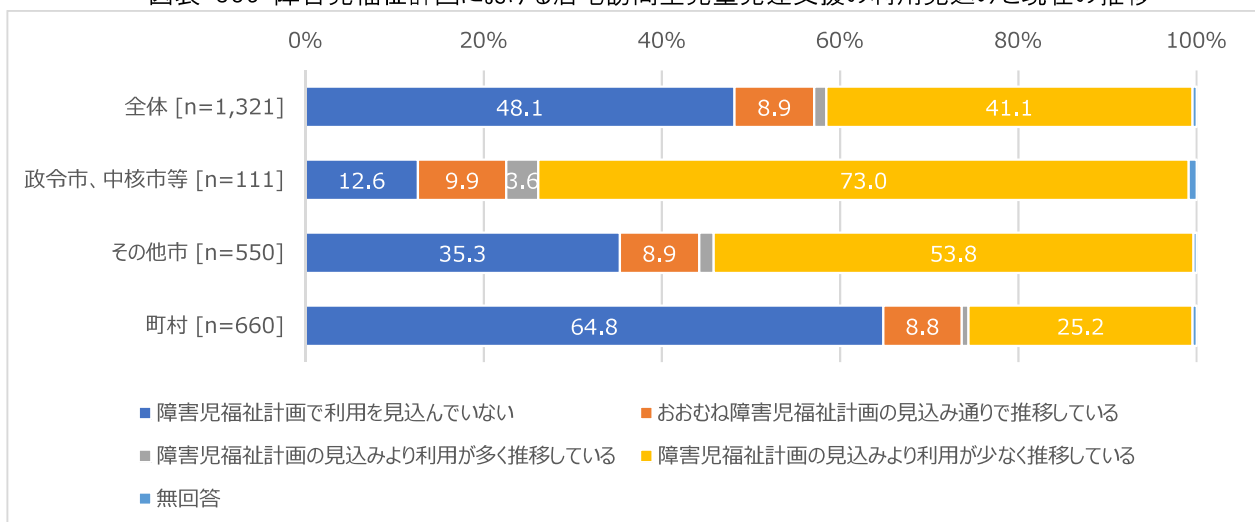
図表 358 現在の支給決定者数が0の理由〔複数回答〕



④障害児福祉計画における居宅訪問型児童発達支援の利用見込みと推移

障害児福祉計画における居宅訪問型児童発達支援の利用見込みと現在の推移について聞いたところ、「障害児福祉計画で利用を見込んでいない」が48.1%とほぼ半数を占め、次いで、「障害児福祉計画の見込みより利用が少なく推移している」が41.1%となっている。自治体類型別では、町村以外は「障害児福祉計画の見込みより利用が少なく推移している」が半数以上を占めているのに対し、町村は「障害児福祉計画で利用を見込んでいない」が半数以上を占めている。

図表 359 障害児福祉計画における居宅訪問型児童発達支援の利用見込みと現在の推移

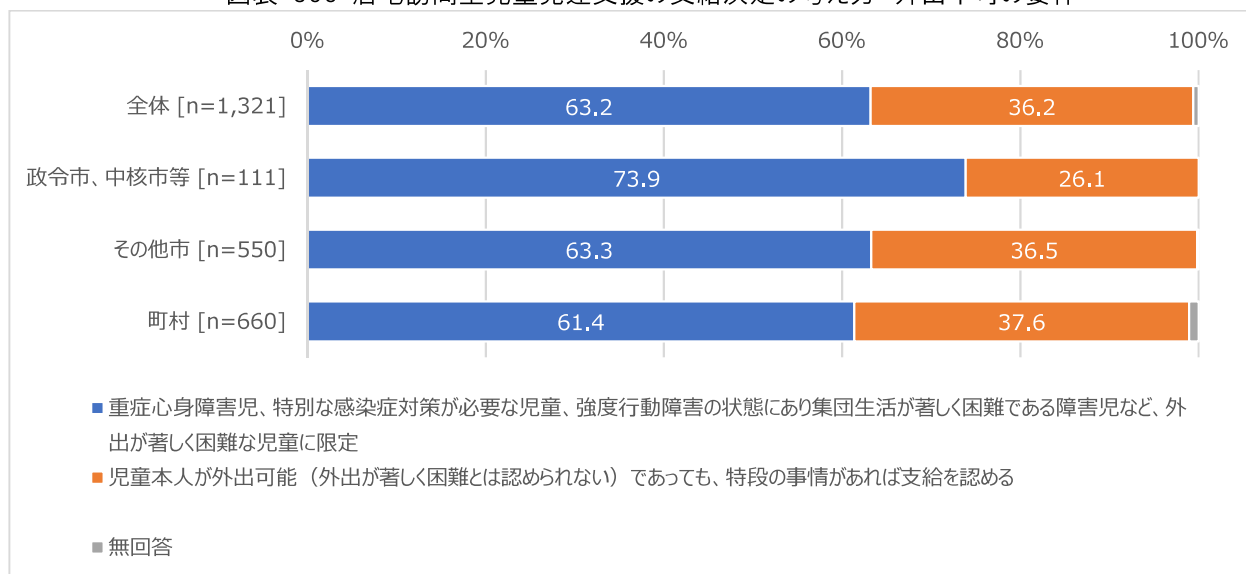


⑤居宅訪問型児童発達支援の支給決定の考え方

■外出不可の要件

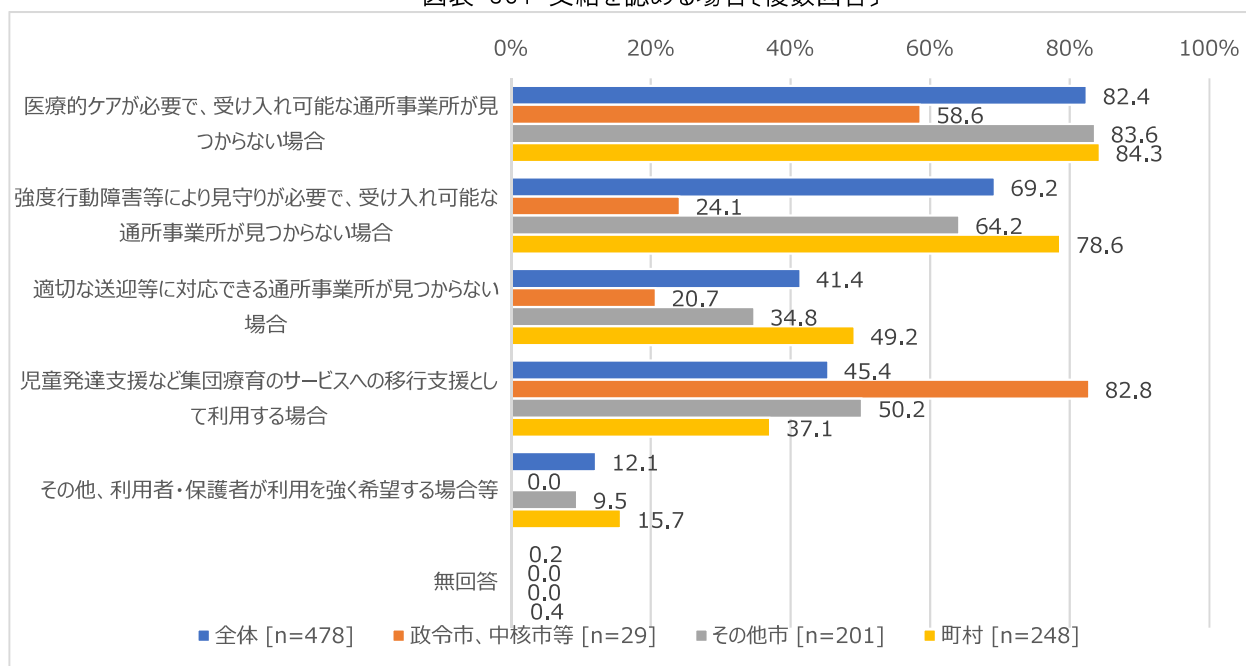
市町村における居宅訪問型児童発達支援の支給決定の考え方を聞いた。外出不可の要件については、「重症心身障害児、特別な感染症対策が必要な児童、強度行動障害の状態にあり集団生活が著しく困難である障害児など、外出が著しく困難な児童に限定」が63.2%、「児童本人が外出可能（外出が著しく困難とは認められない）であっても、特段の事情があれば支給を認める」が36.2%となっている。

図表 360 居宅訪問型児童発達支援の支給決定の考え方 外出不可の要件



特段の事情があれば支給を認めると回答した市町村に、認める場合について聞いたところ、「医療的ケアが必要で、受け入れ可能な通所事業所が見つからない場合」が82.4%、「強度行動障害等により見守りが必要で、受け入れ可能な通所事業所が見つからない場合」が69.2%等となっている。

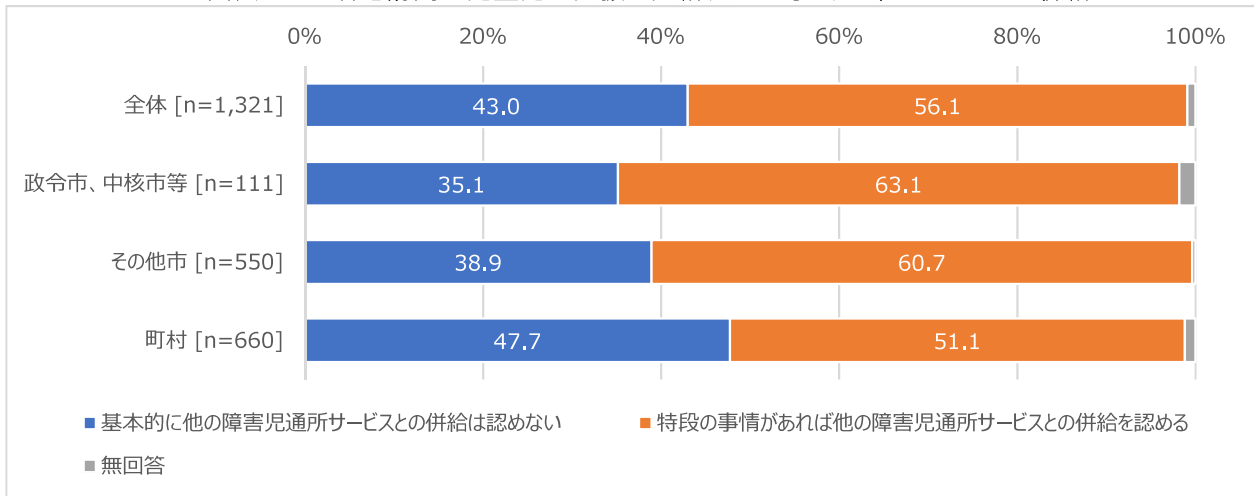
図表 361 支給を認める場合〔複数回答〕



■他サービスとの併給

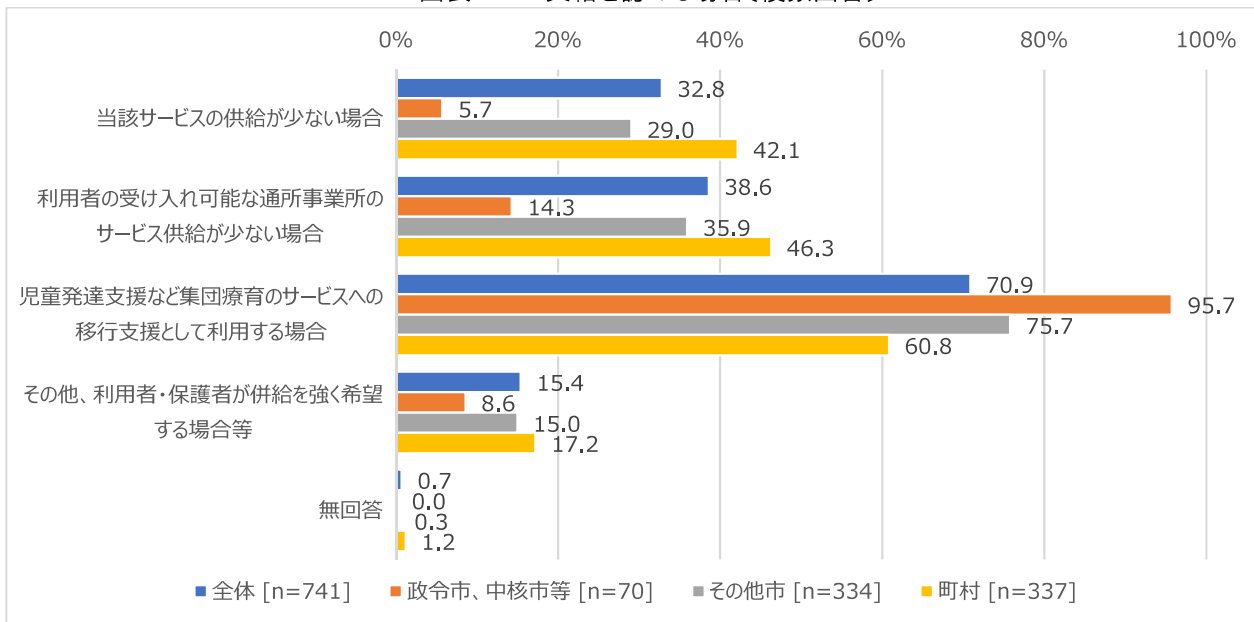
他サービスとの併給については、「特段の事情があれば他の障害児通所サービスとの併給を認める」が56.1%、「基本的に他の障害児通所サービスとの併給は認めない」が43.0%となっている。

図表 362 居宅訪問型児童発達支援の支給決定の考え方 他サービスとの併給



特段の事情があれば支給を認めると回答した市町村に、認める場合について聞いたところ、「児童発達支援など集団療育のサービスへの移行支援として利用する場合」が70.9%、「利用者の受け入れ可能な通所事業所のサービス供給が少ない場合」が38.6%、「当該サービスの供給が少ない場合」が32.8%等となっている。

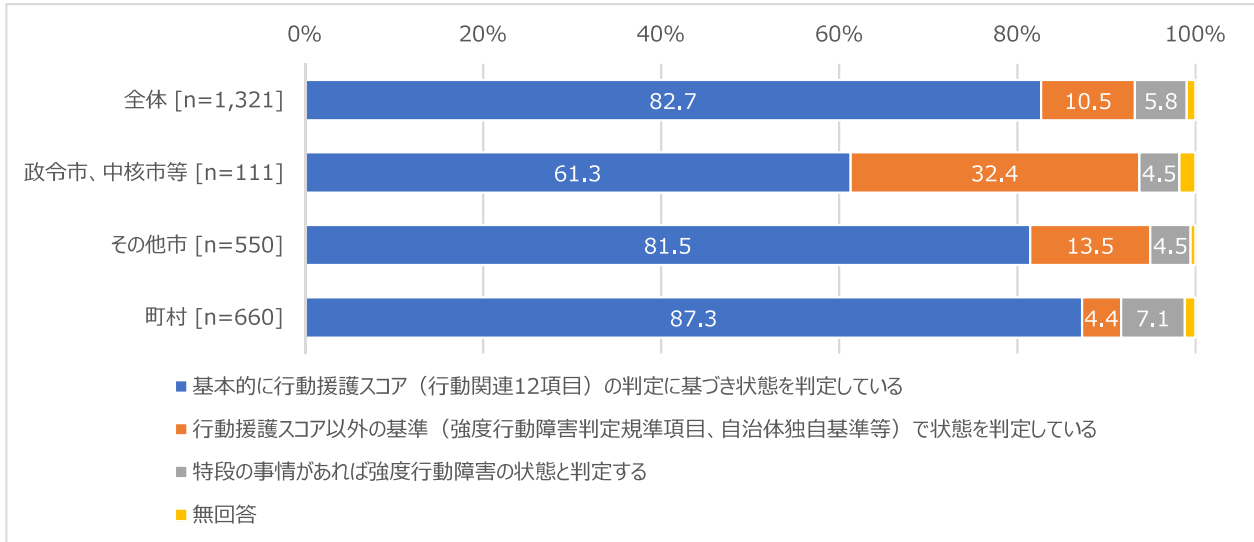
図表 363 支給を認める場合〔複数回答〕



■強度行動障害の状態判定

強度行動障害の状態判定については、「基本的に行動援護スコア（行動関連12項目）の判定に基づき状態を判定している」が82.7%、「行動援護スコア以外の基準（強度行動障害判定規準項目、自治体独自基準等）で状態を判定している」が10.5%、「特段の事情があれば強度行動障害の状態と判定する」が5.8%となっている。

図表 364 居宅訪問型児童発達支援の支給決定の考え方 強度行動障害の状態判定



特段の事情があれば判定すると回答した市町村に、判定する場合について聞いたところ、「基準では判定できない行動上の問題があり、受け入れ可能な通所事業所が見つからない場合」が62.3%、「児童発達支援など集団療育のサービスへの移行支援として利用する場合」が32.5%等となっている。

図表 365 判定する場合〔複数回答〕

